

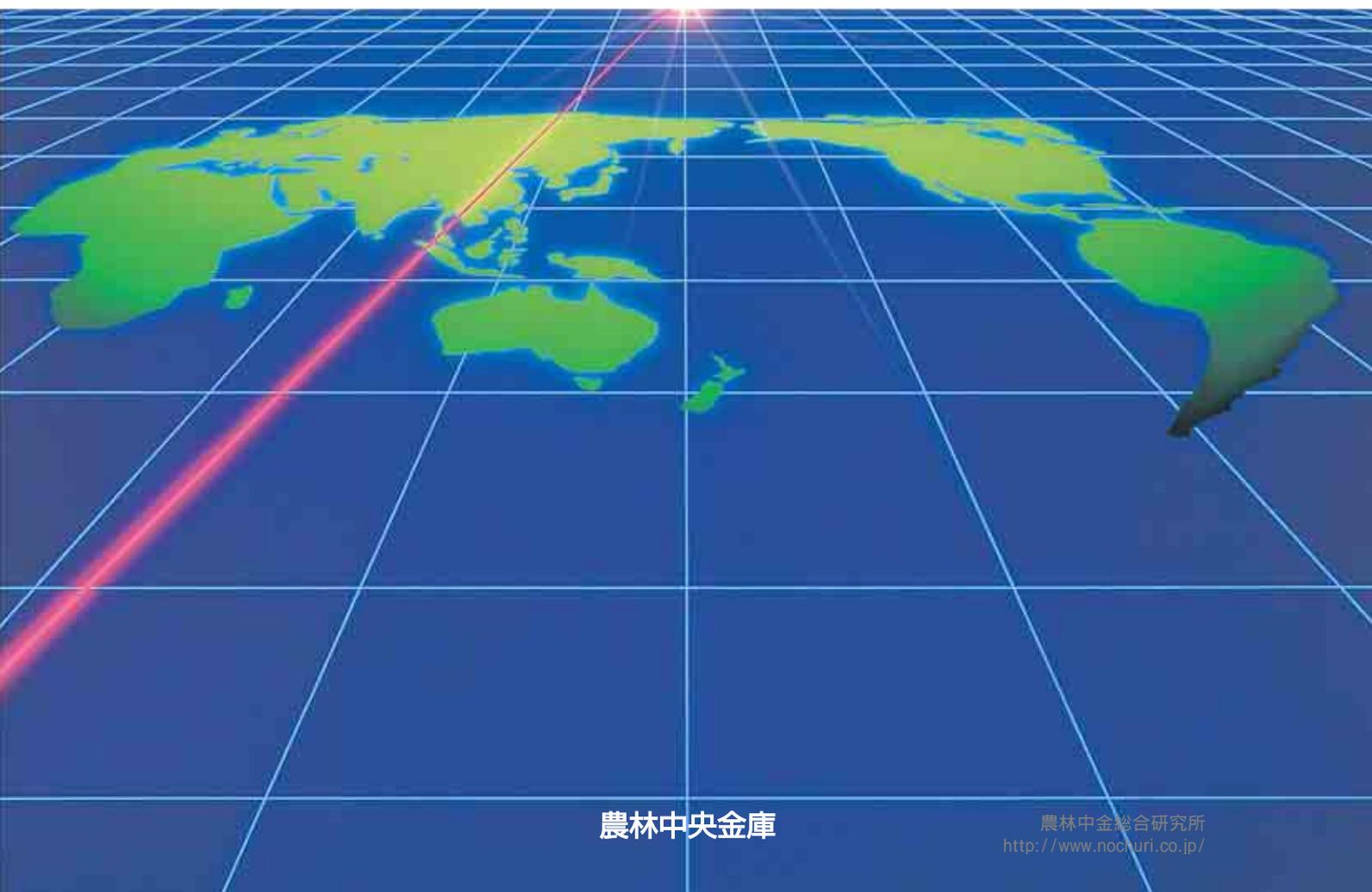
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013 **8** AUGUST

社会環境の変化と協同組織金融機関

- 信用組合における預かり資產業務等への取組み
- 改正貸金業法の論点整理と利用者についての分析
- 地帯区別にみた農協組織・農業生産構造



協同組合の「社会性」と「事業性」

協同組合は、組合員の有する経済的・社会的・文化的ニーズの実現を基本的使命とする。しかしそれは、単純に組合員の利益のみを追求する組織ではない。1995年ICA大会においては、協同組合運動の「基本的価値」に関する声明が採択され、その価値とは自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯であり、同時に誠実、開放性、社会に対する責任、他人への配慮という倫理的な価値がその基礎になければならないとされている。そうした協同組合の基本的使命（組合員ニーズの実現）とその基礎にある倫理的価値観は、全ての協同組合が有すべき性格であり、ここではそれを協同組合の「社会性」と呼ぶこととする。

一方において、現代の協同組合は市場の厳しい競争関係のなかに置かれ、そのなかで安定的に事業を継続していくことが要請される。協同組合であっても事業体としての機能、競争力が強く求められることは言うまでもない。これを協同組合の「事業性」とすると、現実の協同組合は、常にこの「社会性」と「事業性」という2つの課題に 대응していかなければならない。しかし、その2つの課題を両立させることは必ずしも容易ではない。本号の古江、田口両研究員の論稿は、それぞれ、預かり資產業務、多重債務者問題という2つを題材とし、協同組合の信用事業における「社会性」と「事業性」の両立という問題を考えるうえでの素材を提供するものである。

「社会性」と「事業性」の両立という課題は、協同組合が担う、いわば宿命的ともいえる課題であり、多くの組合ではその達成に苦慮しているものであろう。しかし、最近たまたまその両者を見事に達成している2つの農協のリーダーの方からお話を伺う機会を得た。詳細を紹介する紙幅はないが、いずれも「組合員のために」という活動を、地道に、誠実に行い、その活動の蓄積が、結果として信用事業の業績にも顕著に反映されている事例であった。極めて印象的であったのは、お二人から異口同音に「自分はこの仕事に大きな喜びと幸せを感じている」という言葉をお聞きしたことである。何が組合員にとって最善の道であるかを真剣に考え、それを実行することによって多くの感謝を得、それらが結果として事業基盤の強化に結び付くという「社会性」と「事業性」の連環は、まさに協同組合活動に従事する者にとっての最大の醍醐味といえるものであろう。

組合員にとって何が最善の道であるかを考え、示すことは、言うは易く行うは難しい問題である。単なる机上の知識のみでは足りず、現実の複雑な問題に対処し得る実践的な知識と経験が要求される。両農協ともに、優れたリーダーの指導のもとに、そうした人材が育つ環境が整っていることが共通しているように感じられた。今、農協の組合員構造には極めて大きな変化が生じつつある。本号の内田の論稿に見られるように、わが国の農業・農村そして農協を支えてきた「昭和ひと桁」の世代は、今まさに交代の時期を迎えつつある。世代交代における、そして新たな世代の組合員にとっての課題に真剣に向き合っていくことが、今後の農協のあり方に極めて重要であろう。

（株）農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平・はら こうへい

今月のテーマ

社会環境の変化と協同組織金融機関

今月の窓

協同組合の「社会性」と「事業性」

(株)農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平

信用組合における預かり資產業務等への取組み

古江晋也 — 2

改正貸金業法の論点整理と利用者についての分析

田口さつき — 11

地帯区分別にみた農協組織・農業生産構造

内田多喜生 — 32

情勢

ゆうちょ銀行の動向と競合関係

— 郵政民営化法等改正と貯金動向を中心に —

渡部喜智 — 44

談話室

A-FIVEの目指すもの

農林漁業成長産業化支援機構

代表取締役社長CEO 大多和 巖 — 30

寺西俊一・石田信隆・山下英俊編著

『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換

— 再生可能エネルギーと地域の自立 —』

島根大学法文学部 教授 上園昌武 — 29

本棚

村上進通 著

『吉備国「農」の風景 — 生命産業・人間産業讃歌 —』

柳田 茂 — 43

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

信用組合における 預かり資産業務等への取組み

主事研究員 古江晋也

〔要 旨〕

- 1 信用組合業界はこれまで預かり資産業務に慎重な姿勢を見せており、投資信託販売を「本業ではない」と一蹴する声もあった。しかし、そのなかでも少数ではあるが、預かり資産という新たな業務に取り組んだ組合もある。本稿は、5つの信用組合のヒアリング取材をもとに信組における預かり資産業務の特徴をまとめたものである。
- 2 信組の預かり資産業務への対応は、地域や顧客特性によって大きく異なっている。なかには証券会社出身者を資産運用アドバイザーとして採用し、預かり資産業務のスキルアップを図った組合もあるが、各組合とも「積極的な販売スタンスではない」という方針であった。また、ヒアリング取材を行った多くの信組は、メガバンクや地銀等のように営業店に投資型金融商品の専任者を配置し、預かり資産業務における収益性を追求するのではなく、あくまでも総合的な金融サービスの一環として預かり資産業務を捉えている点も大きな特徴であった。
- 3 ヒアリング取材を行ったすべての信組は、前述のように積極的な販売を行っていなかったことに加え、①購入者を投資経験者に限定している、②購入金額に関係なくすべての顧客宅を数か月に一度訪問している、といった共通点もみられた。そのため「リーマン・ショック」による投資信託基準価額の大幅下落の際も顧客から「苦情らしい苦情」はなかった。
- 4 いわゆる金融ビッグバン構想以降、金融機関店舗における「ワンストップショッピング化」が急速に進展し、各金融機関は新たな収益の柱として預かり資産業務を積極的に推進してきた。昨今では少額投資非課税制度（NISA）の開始（2014年1月）を控え、大手金融機関や証券会社では「NISA口座」獲得競争が加速している。同制度が起爆剤となり、投資型金融商品への関心はますます高まると考えられるが、その一方で投資型金融商品販売を巡るトラブルの増加も懸念される。このような状況のなか、預かり資産業務を残高や販売額にのみ主眼を置くのではなく、きめ細やかな顧客対応等に配慮したあり方についての議論も求められる。

目次

はじめに

1 金融機関による預かり資産業務への取組み

- (1) 規制緩和と窓販業務の拡大
- (2) 本格化する預かり資産業務と業績評価
- (3) 預かり資産残高と苦情件数

2 信用組合の預かり資産業務の取組事例

- (1) 預かり資産業務の取組みスタンス
- (2) 販売体制と「購入後の訪問」
- (3) 総合的な顧客サービスの一環
- (4) 顧客セミナー等

おわりに

はじめに

近年、投資信託などの預かり資産業務が金融機関の主要な業務に成長し、その取組みに注目が集まるようになった。しかし、預かり資産業務に積極的な取組みを見せているのは、メガバンク、地銀等であり、これらの業務に慎重な姿勢を示している地域金融機関も少なくない。なかでも信用組合理業界では、投資信託販売を「本業ではない」と一蹴する意見もあり、投資信託を取り扱っている信組は157組合中、18組合にとどまっている（2012年度）。

銀行等は「貯蓄から投資へ」をスローガンに2000年代前半から預かり資産業務に力点を置くようになり、業務に適したローカウンターの配置など従来の店舗を一新させた。しかし、その後は、米国大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻が引き金となって世界の金融市場は大混乱に陥った。この影響を受けて投資信託の基準価額は軒並み急落。投資信託を販売した金融機関等に苦情を申し立てる顧客も増加し、預かり

資産業務から撤退する金融機関もみられた。しかし、このような市場環境のなかでも、顧客と真摯に向き合うことで信頼関係を築いてきた金融機関もある。

本稿では、まず、90年代後半以降の規制緩和を受け、金融機関はどのように預かり資産業務に取り組んでいったのか、ということ整理する。そしてその後、5つの信組のヒアリング取材をもとに信組における預かり資産業務の特徴を検討する。

1 金融機関による預かり 資産業務への取組み

(1) 規制緩和と窓販業務の拡大

96年、橋本内閣（当時）は「我が国金融システム改革～2001年東京市場の再生に向けて～」と題した金融システム改革構想（いわゆる「金融ビッグバン構想」）を公表した。同構想では、それまで銀行、証券会社、保険会社で個別に取り扱われていた金融商品やサービスを一つの店舗で取り扱うことなどが目指されており、いわゆる「ワンストップショッピング化」の流れが始まる契

機となった。

2000年代前半になるとメガバンクは系列下にある銀行、証券会社が同じフロアで営業を行う共同店舗を出店するなど、それまでにはない金融サービスを提供する取組みが本格化した。このような一連の流れを受けて金融機関店舗は単に事務処理を行うだけではなく、顧客のあらゆる金融ニーズに対応する場所という認識が広がった。

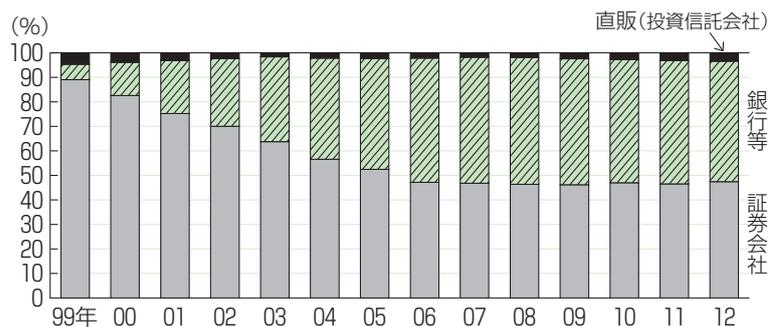
第1図は投資信託の販売資産残高（契約型公募と私募投信の合計）の販売態別割合を示したものである。金融機関の投信窓販が解禁された翌年の99年には、証券会社が89.0%と圧倒的な残高割合を示していた（銀行等6.3%）。しかし、その後は徐々に銀行等の残高割合が拡大し、06年にはついに証券会社のそれと逆転した。12年における残高割合は銀行等が49.1%（証券会社47.4%）と投資信託販売で不可欠な販売チャンネルになったことがわかる。

投資信託と同様に保険商品の窓口販売も段階的に規制緩和が行われ、07年末には全面解禁となった。しかし、公益財団法人生命保険文化センターが実施した「平成24年度生命保険に関する全国実態調査（速報版）」によれば、07年以降の民間保険会社の直近加入

契約（かんぽ生命を除く）の加入チャンネルは「銀行・証券会社を通じて」が4.3%（うち「銀行を通して」4.2%）とダイレクトチャンネルの通信販売（8.8%）より低い水準にとどまっている^(注1)（第2図）。

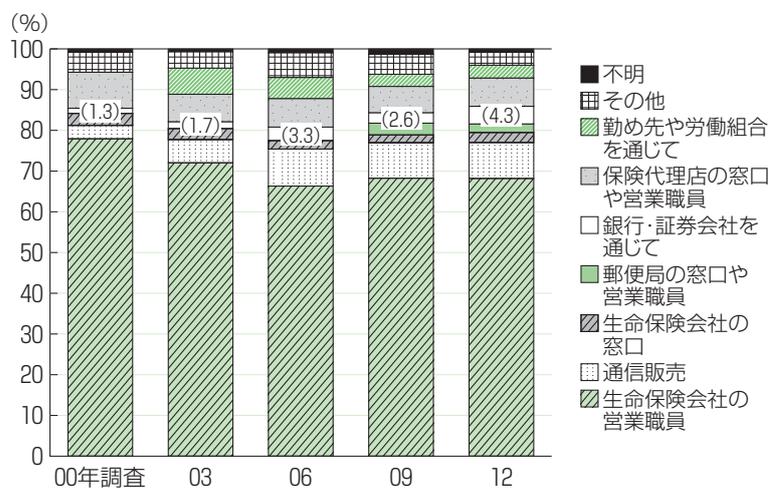
販売チャンネルとして銀行等の保険窓販が低迷している背景には、事業性融資の貸出先の法人代表者などに保険の募集を禁止する「保険募集制限先規制」、融資の申込期間中は保険の募集を禁止する「タイミング規制」、事業融資担当者が保険の募集を行っ

第1図 契約型公募・私募投資信託合計の販売態別純資産残高の状況



資料 一般社団法人投資信託協会ウェブサイトから作成

第2図 民間保険会社の直近加入契約の加入チャンネル（かんぽ生命を除く）



資料 公益財団法人生命保険文化センター(2012)から作成

てはならないとした「融資担当者分離規制」などの規制があり、これらの規制が保険窓販の動向に大きな影響を与えていると考えられている^(注2)。

ちなみに信組では、地域信用組合と業域信用組合の場合は、組合員に生命保険を販売することができる（組合員が特定関係法人^(注3)等である場合を除く）が、職域信用組合の場合は、組合員が母体となっている企業の従業員であるため、販売することができない（一部の生命保険を除く）。

(注1) 公益財団法人生命保険文化センター（2012）の「直近加入契約（民保）の加入チャンネル」では「生命保険会社の営業職員」が68.2%と最も多く、次いで「通信販売」（8.8%）となっている。なお通信販売のうち、「インターネットを通じて」は4.5%、「テレビ・新聞・雑誌などを通じて」は4.3%である。

(注2) なお、「融資担当者分離規制」「保険募集制限先規制」「タイミング規制」などは、05年12月22日以降に解禁された一時払終身保険（法人契約）、一時払養老保険（法人契約）、短満期平準払養老保険、個人向け賠償保険等および07年12月22日以降に解禁された定期保険、平準払終身保険、長期平準払養老保険、貯蓄性生存保険（死亡保障部分の大きいもの）、衣料・介護保険、自動車保険、団体火災保険、事業関連保険、団体傷害保険等に適用される（一般社団法人全国銀行協会（2012）を参照・引用）。

(注3) ここでいう特定関係法人等とは、資本関係や人的関係、その他設立経緯や取引等の観点から法人募集代理店と密接な関係を有する法人のことである。

(2) 本格化する預かり資産業務と業績評価

ワンストップショッピング化の流れを受けて、地域金融機関も個人リテール業務への取組みを本格化させるようになる。不良債権問題にメドを付けた地域金融機関は、従来のフルバンキング体制から母店サテラ

イト店方式へと店舗体制を見直し、店舗維持コストの削減に努めた。また、この時期には運営維持コストがかかる店舗の店舗統廃合を推し進める一方、キャッシュポイントを維持するため、ATMを増設することにした（その後は、コンビニATMとの提携を展開するようになる）。

手数料収入を企業収益の柱の一つとした金融機関は、店舗にローカウンターや相談ブースを設置して投資信託や保険販売に対応するとともに、高齢者等の来店者誘致を目指すため、店舗のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化にも努めた。

預かり資産業務の取組みは、このようなハード面だけでなく、人事・業績評価制度といったソフト面の改革にも力点を置いていることが注目される。例えば、ある銀行では投資信託の販売力を強化するため資産運用アドバイザー職を創設し、専門性の高い行員の育成に努めた。また、店頭営業の強化を図るため、証券会社出身者を採用することで預かり資産業務を強化するとともに投資型金融商品の販売成果を行員の業績評価に反映させる銀行もあった。

しかしなかには投資信託の販売の強化を図りつつも、資産運用アドバイザー等にセールスインセンティブを与えない方針とした金融機関もあった。その理由は、①インセンティブを与えると無理な営業活動を行うリスクがあることと、②他業務を行っている職員との間に給与面等で不公平感が広がることを回避する、ためである。

このように金融機関における「貯蓄から

投資へ」という流れへの対応が加速する一方、政府は利用者保護ルールの徹底や利用者の利便性の向上等を目指し、06年6月に金融商品取引法を公布（07年9月末施行）した。同法は、顧客への説明責任を厳格化したことに加え、広告、PR活動なども規制の対象とした。そのため、販売体制を再整備するため元本割れのリスクがある金融商品の販売を一時取りやめる金融機関や消極的な販売スタンスを採用した信組もあった。09年には金融商品取引法が一部改正され、時間も費用もかかる裁判以外の方法で金融機関と消費者のトラブルの解決を図る金融ADR制度が創設された。

(3) 預かり資産残高と苦情件数

第1表は投資信託販売（公募）の純資産残高の推移（08～12年度末）を表したものである。この表によれば、「証券会社」が投資信託残高の約6割を占めている。一方、「銀行等」のうち都銀と地銀の合計残高が約8割を占めるともいわれており、協同組織金融機関（労金、信金、信組）の残高は全体の3%ほどである。また、協同組織金融機関

第1表 投資信託販売(公募)の純資産残高の推移

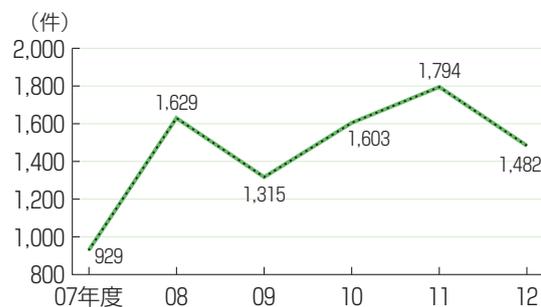
(単位 億円)

	証券会社	銀行等	うち			投資信託会社
			労働金庫	信用金庫	信用組合	
08年度末	296,031	222,664	161	5,818	140	2,770
09	352,528	258,388	221	6,789	144	3,637
10	378,664	254,706	250	6,497	128	3,831
11	342,980	226,904	278	6,094	112	3,388
12	392,688	243,872	121	4,077

資料 一般社団法人投資信託協会ウェブサイト、労働金庫連合会「2012年版ディスクロージャー誌」、大牟田柳川信用金庫「2012年版ディスクロージャー誌」、一般社団法人全国信用組合中央協会資料から作成

(注) 「証券会社」「銀行等」「投資信託会社」は公募投資信託の金額。「信用金庫」「信用組合」の金額は信金中金取次、全信組連取次分を示している。

第3図 消費者生活センターに寄せられた投信に関する相談件数



資料 独立行政法人国民生活センターウェブサイトから作成

のなかでも残高の大半は信金である。

前述したように金融機関は預かり資産業務を本格化させたが、それと同時に投資信託にまつわるトラブルも増加した。第3図は消費者生活センターに寄せられた投資信託に関する相談件数の推移である（国民生活センター・ウェブサイト参照）。

07年度の相談件数は929件であったが、リーマン・ブラザーズが経営破綻した08年度には前年比で約1.8倍となる1,629件にまで急増。09年度になると相談件数は一時下落したが、翌年以降は相談件数が再び増加している（12年度は暫定値）。

また国民生活センターが公表した07～11年度における投資信託に関するトラブルの

「相談内容別分類」によると、相談件数のうち、契約自体や解約が問題となっている「契約・解約」に関する相談が全体の約8割を占め、次いで勧誘時の販売方法が問題となっている「販売方法」が全体の6割を占めている（複数カウント項目のため重複がある）。

なお、「販売方法」に関する相談は07年度に52.9%であったが、11年度には65.3%と上昇傾向にあり、証券会社、金融機関の積極的な販売姿勢が裏目に出たといえる。

(注4) 独立行政法人国民生活センター「年々増加する投資信託のトラブル—元本割れなどのリスクを再確認し、トラブルの未然・拡大防止を—」報道発表資料、2012年7月26日。

2 信用組合の預かり資産業務の取組事例

メガバンクや地銀等が投資型金融商品の販売を積極的に展開してきたのに対し、多くの信組は慎重な姿勢を見せている。また投資信託を取り扱っているのは157組合中18組合しかない。筆者はこのうち5つの組合から投資信託の販売スタンス、販売体制などについてのヒアリング調査を実施した。以下ではこのヒアリング調査をもとに信組における預かり資産業務の取組みを検討する。

(1) 預かり資産業務の取組みスタンス

ヒアリングに応じてくれた信組が投資信託を取り扱った動機は、①低い預金金利に不満のある顧客に対するサービス、②預金流失への対策、などであった。なかでも②の「預金流失への対策」とは、投資信託を購入するために預金を引き出す顧客が増加しているという報告を営業店から受け、その対策として当該信組でも投資信託販売を始めるようになったことを示している。また、ある信組は、高齢化が進行している郡部の営業店で融資を行うには限界があると

し、店舗の収益を向上させるために投資信託の販売を実施したという。ただし、各信組とも「積極的な販売スタンスではない」という方針であった。

積極的な販売を行っていない理由についてある役員は、「信組は地域社会の人々といつも顔を合わせており、元本割れの生じる可能性がある金融商品には抵抗感がある」と率直に語られた。そのため、投資経験がある顧客に販売することを基本としており、投資経験のない顧客には販売を見合わせる場合もあったという。なかには富裕層を対象を絞った販売を行う信組もあったが、それでも投資経験があることを前提としていた。

(2) 販売体制と「購入後の訪問」

信組における投資信託の販売体制は、信組の経営規模、主たる営業地域や顧客特性などが大きく異なるため、一概に論じることとはできないものの、ヒアリング調査をまとめてみると、渉外活動を通じた販売と店舗を通じた販売で対応していた。

渉外活動を通じた販売に力点を置いている信組は、担当者と顧客がフェイス・トゥ・フェイスで向き合うことが、来店誘致を主体としている他金融機関との差別化につながると語られた。同組合は、証券会社出身者を資産運用アドバイザーとして採用し、渉外担当者と顧客宅へ帯同訪問を行うことで預かり資産業務のスキルを高めている。

投資信託を販売した管轄の営業店では、販売後も数か月に一度、販売金額に関係なくすべての顧客宅に訪問することとしてい

る。このような「購入後の訪問」はヒアリングを行ったすべての信組で行われていた。また、投資信託が±5%、±10%など一定の幅で変動すれば、顧客に必ず通知することになっている信組もある。

ある担当者は「基準価格が値下がりした時にこそ、丁寧な説明を行うように」と渉外担当者を指導しているという。このような対応を続けることによって顧客からは次第に「親切だ」といわれるようになり、基準価額の変動に一喜一憂する顧客に安心感を与えることにつながった。

一方、店舗販売を通じた販売に力点を置いているある信組では、渉外担当者が顧客宅に訪問してもチラシ等の配布にとどめているという。チラシ等を見て顧客が投資信託の購入を希望した場合、同組合は店舗で必ず説明等を行うようにしている。このような販売方法を採用した理由は、顧客への説明責任の徹底化を図るためにある。

同組合では顧客が来店すると営業店では2人の職員が対応することとし、そのうち1人の職員はメモを作成することになっている。このメモは後日、顧客への説明責任を果たしたことを確認する記録となり、ひいてはトラブルを未然に防ぐことにもなる。

信組の店舗は、一般的に渉外を営業活動のメインに据えているため、ハイカウンターの向かいに待合スペースを擁した構造になっている。しかし、投資信託や保険販売を行うようになった店舗では、ローカウンターや相談ブースを設置した信組もある。ただ、ローカウンターや相談ブースは必ず

しも投資信託販売だけに活用しているのではなく、自動車ローンやフリーローンなどの相談などで利用することも少なくない。

また渉外担当者の支援を窓口担当者に求めることで円滑な顧客対応を目指す信組もある。同組合では、顧客が来店すると窓口担当者は主たる取引以外の会話も行うこととしており、会話を通じて投資信託に興味があることがわかると、渉外担当者は後日、必ず顧客宅を訪問することになっている。同組合の役員は、「営業店は渉外担当者の支援部隊であり、店舗職員と渉外担当者の密接な情報交換が顧客の利便性を高める」との考え方を示された。

(3) 総合的な顧客サービスの一環

第4図は公募投資信託の純資産総額を表したものである。純資産総額は07年10月に82兆1,519億円となったものの、その後の「サブプライムローン問題」や「リーマン・ショック」を受け、09年1月には49兆5,811億円と約40%も下落した。しかし、ヒアリングを行ったすべての信組はこの時期、顧客からの「苦情らしい苦情」はなかったという。

その理由は、当初から積極的な販売を考えていたわけではないため、無理な営業を行わなかったことと、数か月に一度はすべての投資信託の購入顧客のもとを訪問し、市場の状況を説明していったことによる。ある信組の担当役員は「預かり資産を収益の柱の一つにすると、今以上に販売力を強化していかなければならない。すると苦情対応にコストと労力を使うことにもなりか

第4図 公募投資信託の純資産総額



ねない」と語られた。

預かり資産業務を収益の柱の一つと位置付け、積極的な投資信託を販売した金融機関のなかには、リーマン・ショック以降、値下がりしたことに苦情を申し立てる顧客が増加し、その対応に追われるところもあった。顧客からの苦情が増加した背景には、顧客が投資型金融商品の特性をよく理解していなかったという説明責任を巡る問題もあるが、預かり資産業務の担当者が専門化され、その販売実績が担当者の業績評価等に反映されていたことにも注意を向けなければならない。

それに対して、ヒアリングを行った信組の多くの役員は「投資信託の販売は総合的な顧客サービスの一環と考えている」という答えが多かった。そのため投資信託販売にセールス・インセンティブを与えている信組はなく、このことも「苦情ゼロ」の大きな要因となったと考えられる。

(4) 顧客セミナー等

前述したようにヒアリングに応じてくれた信組は積極的な販売を行っていないた

め、顧客セミナー等などのイベントはあまり行われていないのが現状である。また、なかには顧客セミナーを開催しても好評を博すことはなかったという組合もある。ある担当者は「営業地域が限定されている金融機関にとっては大人数でセミナーを行うには限界がある」と語られた。

この限界には、大人数でセミナーを開催すると顧客の理解度にバラツキが生じてしまう、ということと、信組の顧客同士は顔見知りが多く、気まずい雰囲気になる、という二つの意味がある。とりわけ、知人の前で資産運用に関心を示す姿を見られることに強い抵抗感がある顧客は少なくなく、狭域高密度の戦略を採用している地域金融機関ならではの課題といえる。このようなこともあり、同組合では相談や質問のある顧客に対しては職員が個別に対応することにしたという。

以上、5つの信組のヒアリングをもとに信組の預かり資産業務の特徴をまとめることにする。

いうまでもなく、協同組織金融機関は限定された営業地域のなかで業務を行っていかなければならない。また、職員は地域の人々と定期積金の集金業務、営業渉外に加え、地域イベントへの参加などで常に顔を合わせている。そのような環境のもとでは、元本割れの可能性がある投資型金融商品を積極的に販売することは難しい。このことが信組の預かり資産業務の対応に決定的な影響を与えている。

また、投資信託の販売を行う場合でも、積極的な販売スタンスを採用している信組はなかった。これは職員にセールス・インセンティブを与えていないことに加え、積極的な営業は、苦情を引き起こす大きな要因になる、との考えから生じている。

さらに今回のヒアリングを行った信組で共通することは、購入後は投資信託の購入金額に関わりなく、必ず数か月に一度は顧客のもとを訪問していることである。これが他金融機関との差別化につながるとともに、市場が大幅に下落した時期においても顧客から苦情が生じない要因にもなった。

ある役員は「投資信託販売残高は他金融機関よりも少ない。しかし、購入した顧客の全戸訪問をしっかりと行うことができるので、今が最適な状況である」と率直な意見を述べてくれた。このような見解を示す信組の役職員は少なくなく、「信組にとって預かり資産業務とは、あくまでも総合的な金融サービスの一環であり、まず『手数料収入ありき』ではない」ということが大勢を占めていた。

おわりに

筆者のヒアリング取材に応じてくれた5つの信組は、投資経験者を主体にした販売に加え、投資信託を販売した顧客のもとを数か月に一度、訪問している。読者のなかには「このような方法では採算が取れない」と考える人もいるだろう。事実、ある

信組役員は「預かり資産業務は専任者を配置した積極的な販売を行わないとコストを回収することはできない」と語られた。だが、これが地域の人々と常に顔を合わせる範囲で業務展開を行っている信組における預かり資産業務の実像でもある。

いわゆる金融ビッグバン構想以降、金融機関店舗における「ワンストップショッピング化」が急速に進展し、各金融機関は新たな収益の柱として預かり資産業務を積極的に推進してきた。昨今では少額投資非課税制度（NISA）の開始（14年1月）を控え、大手金融機関や証券会社では「NISA口座」獲得競争が加速している。同制度が起爆剤となり、投資型金融商品への関心はますます高まると考えられるが、その一方で投資型金融商品販売を巡るトラブルの増加も懸念される。このような状況のなか、預かり資産業務について残高や販売額にのみ主眼を置くのではなく、きめ細やかな顧客対応等に配慮したあり方についての議論も求められる。

<参考文献>

- ・一般社団法人全国銀行協会（2012）「生命保険・損害保険コンプライアンスに関するガイダンス・ノート」
- ・公益財団法人生命保険文化センター（2012）「平成24年度生命保険に関する全国実態調査（速報版）」
- ・古江晋也（2005）「店舗規制緩和と金融機関の店舗展開」『農林金融』8月号
- ・古江晋也（2013）「リテールシフトが変えた地域金融機関店舗の配置と形態：第二地銀、信組に目立つ店舗数の減少」『週刊金融財政事情』2月11日号

（ふるえ しんや）

改正貸金業法の論点整理と 利用者についての分析

主事研究員 田口さつき

〔要 旨〕

- 1 多重債務者の増加を受け、2010年6月に貸金業法が改正されたが、改正点の1つである総量規制により借入できなくなった資金需要者に焦点を当て規制の負の影響を論じる批判が多い。特に①クレジットカードの現金化や無登録業者（ヤミ金）の利用に流れたり、②自己破産へ向かう人が増えるなどの指摘があった。
- 2 全国ベースのデータからは、無登録業者（ヤミ金）等についての相談件数や自己破産申立件数は減少しているが、長期延滞者の状況がなかなか改善していない様子が見える。また、貸金業利用者へのアンケート調査からは、無登録業者（ヤミ金）利用に流れた人々が少数ながら存在する可能性が示された。改正貸金業法とその後の政府等のプログラムがうまく機能しているかという評価はまだできない段階である。
- 3 金融機関利用者に対するアンケート調査の個票データを用いたプロビット分析によると、職業・雇用形態や世帯年収などを判断材料に、貸金業者が借入申請者を敬遠している状況はうかがえなかった。その一方で、貯蓄志向の弱い人、クレジットカードの利用頻度が高い人が貸金業利用者となる確率が高いことがわかった。
- 4 貸金業を利用している人々の行動を見てみると、資金の不足を補うために消費者金融を利用した結果、借入残高が増加し、返済により、さらに家計の収支バランスを崩している可能性があった。また、貸金業利用者は将来に向けた備えをするという意識が低い傾向がみられる。
- 5 貸金業法の改正により貸し手の規制から始まった多重債務問題の取組みは、借り手の家計管理の健全化という方向に進み始めている。金融機関は、金融経済教育により利用者の家計管理の健全性へ貢献できると思われる。

目次

はじめに

1 改正貸金業法をめぐる議論を考える

- (1) 改正貸金業法の概要
- (2) 主要な論点

2 各種統計による貸金業利用者の動き

- (1) 相談件数は減少
- (2) 長期延滞者の減少は非常に緩やか
- (3) 無登録業者（ヤミ金）利用に流れた人

3 貸金業利用者の属性

- (1) 分析の視点
- (2) データについて
- (3) 分析対象者の属性について
- (4) 分析結果
- (5) 貸金業利用者の家計管理について

4 家計管理の健全化に向けて

はじめに

(注1)

2000年代前半の多重債務者の増加を受け、金融庁による「貸金業制度等に関する懇談会」が05年3月から開催された。この懇談会の議論のなかでは、収入に見合った支出ができないといった借り手側の問題も指摘されていた。しかし、借り手のリテラシーが短期間で向上することは期待できないという考えもあり、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者を生まないことを狙いとした改正貸金業法が06年に成立した。

すでに完全施行（10年6月）から、3年以上が経過したが、貸金業者の一部等からは、健全な資金需要者が消費者ローン市場から排除されているといった批判が続いている。

そこで本稿では、改正貸金業法をめぐる議論を整理する。そして、業界統計や金融機関利用者へのアンケートの個票など各種データを用いて、貸金業の利用者の動向を確認する。なお、本稿では事業性ローンは対象とせず、個人向けローンを対象とする。

(注1) 多重債務者については政府による明確な定義はないが、国民生活センター「消費者被害注意情報No.14」（1998年10月26日）によると「多重債務とは一般的に、サラ金、クレジット会社、銀行等からの金銭の借入またはクレジットの利用による買物により発生した債務が、本人の返済能力を超えること、とくに、その債務の返済のためにさらに借金をして債務が重なることをさす」である。http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-19981026_2.pdf

1 改正貸金業法をめぐる議論を考える

(1) 改正貸金業法の概要

貸金業法の主要な改正点は、上限金利の引下げ、総量規制の導入、貸金業者に対する規制の強化の3点である。金融庁の資料によれば、上限金利の引下げは借入金利負担の軽減、総量規制の導入は借り過ぎの抑止、貸金業者に対する規制の強化は貸金業者等の業務の適正化のための対策であった。

具体的には、上限金利の引下げとは、10年6月18日以降、出資法の上限金利が従来29.2%から20.0%に引き下げられたことを意味する。改正前には、出資法の上限金利

は29.2%であるのに対し、利息制限法の上
限金利は20.0%だった。そのため、出資法
の上限金利と利息制限法の上限金利の間の
金利帯（いわゆるグレーゾーン金利）でも、あ
る一定の要件を満たすと、有効な利息の債
務の弁済とみなされ、貸金業者は20～29.2%
の間の金利でも貸出を行っていた。

次に、総量規制とは、貸金業者からの借
入残高が年収の3分の1^(注2)を超える利用者に、
新規の貸出を行うことを貸金業に禁止する
ものである。同規制は、貸金業者から個人
が借入を行う場合のみ適用されるため、銀
行のカードローンといった銀行等からの借
入や法人名義での借入は対象外となる。貸
金業者以外の金融機関のローンが総量規制
の対象外なのは審査基準が厳しいからとさ
れる。また、一般に低金利で返済期間が長
く、定型的とされる住宅ローンや自動車ロ
ーンなども総量規制は適用されない。

総量規制の確認のため、借入申請者は
「年収を証明する書類」の提出が必要とな
った。専業主婦/主夫は、配偶者の同意が必
要であり、配偶者の年収を証明する書類、
借入についての配偶者の同意書などが必要
となる。

最後に、貸金業者に対する規制の強化と
は、参入規制、行為規制の強化である。具
体的には参入規制の強化とは、①純資産額
を改正前の法人500万円、個人300万円から
5,000万円に引き上げること、②貸金業務取
扱主任者（資格試験の合格者）を営業所ごと
に配置することである。行為規制の強化と
は、①取立てにおける禁止行為の類型の追

加、②貸付時にトータルの元利負担額など
を説明した書面を利用検討者に事前に交付
することの義務付け、③借り手等の自殺に
より保険金が支払われる保険契約の締結を
禁止することである。

(注2) 年収等の3分の1という基準は、消費者金
融の利用者は、年収600万円以下が多いことを踏
まえ、総務省「家計調査」の年収600万円未満の
世帯の収支を基に、返済可能な限度として設定
された（大森・遠藤編（2008））。

(2) 主要な論点

改正貸金業法をめぐっては様々な議論が
あり、現在でも決着はついていない。

そもそも、多重債務者の増加を抑制する
ために法律により消費者信用市場を規制す
ることは許されるのかという経済理論的な
観点からの議論があるが、金融庁による
「貸金業制度等に関する懇談会」では、多重
債務問題の深刻化もあり、消費者信用市場
を規制することの是非よりも、規制の手段
の適切性についての議論が中心に据えられ
た。以下では、改正貸金業法の改正点であ
る、上限金利引下げ、総量規制、貸金業者
に対する規制の強化について議論を整理し
ていきたい。

まず、上限金利引下げが適切か否かにつ
いては、今借りられることを重視する人の
借入を制約することにはならないので、望
ましい政策ではないという議論がある^(注3)（筒
井・晝間・大竹・池田（2007））。

一方、上限金利引下げについて利息部分
が改正前に比べ抑えられたことで返済のた
めにさらに借金をして債務が重なるという
状況が緩和されているとの指摘がある。^(注4)

次に、総量規制については、住宅ローンなどの規制の対象外のローンについて、小口ローンを規制対象にしながら、大口ローンを放置しているという批判がある（ノンバンク問題研究会（2011））。また、専業主婦/主夫への配偶者の同意について、事務手続き等が煩雑になることを嫌い貸金業者が貸付を行わないとして、多重債務者ではない資金需要者が悪影響を受けたという指摘がある（ノンバンク問題研究会（2010）、『週刊ダイヤモンド』（2011年11月5日号, PP12-14））。

主要な貸金業者である大手ノンバンクのデータベースを分析した樋口・田邊（2012）によると、総量規制を理由に貸付を停止された借り手は継続貸付となった借り手に比べ、年収が低く、取引年数は長い傾向にあったが、過去の返済履歴は特に悪いわけではなかった。この結果から、樋口・田邊（2012）は、借入の総額を年収の3分の1と一律に制限する弊害を指摘した。

総量規制により借入を制限された人々の行動についての議論も行われている。その一つが、無登録業者（ヤミ金）やカード現金化に流れている、または将来、流れるだろうという指摘である（堂下・内田（2011））。総じて、総量規制についての議論は、借入できなくなった資金需要者に焦点を当て規制の負の影響を論じるものが多い。^(注5)

最後に、貸金業者に対する参入規制は、営利目的でないNPOバンク等にとって厳しすぎるという意見がある。純資産額が5,000万円に引き上げられたことや専門の「貸付業務経験者」の確保要件、「指定信用情報機

関への加入義務」などの要件を満たすことができず、NPOバンク等の存続が難しくなっていると言われている^(注6)（横沢（2011））。

以上、貸金業法の改正点の批判を中心に論点をみてきたが、意見の対立は、改正貸金業法完全施行後の利用者の行動について、全体像をつかめる統計などがなくとも一因である。ただし、総量規制の影響については、少しずつ把握できるような統計も公表されてきた。

以下では、様々な統計を整理し、総量規制の影響を中心に改正貸金業法完全施行後に起こった現象についてみていきたい。

(注3) 上限金利が消費者金融会社（貸金業者）を存続させる範囲に設定されている限り、上限金利の引下げは高双曲割引の人の借入を制約することにはならない。上限金利を低く設定し、消費者金融会社（貸金業者）が存続できない状況に追いやるのが望ましいかどうかは、高双曲割引の人が借入申込者全体のなかにどのくらいいるかに依存する。

(注4) 多重債務者の救済については、上限金利引下げだけでなく、「引き直し計算」により算出された過払金が貸し手から返還、または元本に充当され、債務が圧縮されたことが大きな効果があったという意見もある。

06年1月13日に最高裁で、消費者金融からの借入について「みなし任意弁済」の適用の要件が満たされないという判断が下された。これをきっかけに、20~29.2%の間の金利（グレーゾーン金利）で借入を行ってきた人たちは、利息制限法の上限金利（20.0%）に引き直し、過払金の返還請求を申請することが認められやすくなった。実際、多重債務相談においては、生活再建に向け、相談者からの詳細な聞き取りを基に、引き直し計算ができるかどうか検討されている（禧久（2009）、公益財団法人クレジットカウンセリング協会（2012））。

中小企業金融円滑化法が09年12月から施行されたことも、住宅ローンの返済が困難になった利用者が返済のためにさらなる借金を重ねることを抑制したとの指摘もある。同法は13年3月末で期限を迎えたが、金融庁は引き続き、金融機関に貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努

めることを促している。

(注5) これに対し、金融庁はウェブサイトにおいて、借入ができず、生活が苦しくなった人に対し、①貸金業法上、貸金業者は、借入、返済に関する相談または助言などの支援を実施することができる団体を紹介するよう努めることとなっているため、借入先の貸金業者に相談するか、②最寄りの市区町村まで社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付」や、市区町村の「生活保護」などの制度を利用できるか問い合わせることを勧めている。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qa.html>

(注6) NPOバンク等の場合は、①非営利、②低金利(7.5%以下)、③貸出目的の公益性、④貸出内容等の情報開示といった要件を満たせば、純資産要件の緩和、「指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務」の免除、専門の「貸付業務経験者」の確保要件の緩和、「総量規制」の適用除外が受けられる。しかし、人材や原資調達にコストがかかるため、②の低金利での貸出は実際には難しく、緩和要件は満たせないという意見がある(横沢(2011))。

2 各種統計による貸金業 利用者の動き

(1) 相談件数は減少

まず、全国ベースの統計から改正貸金業法の完全施行後の貸金業利用者についてみてみよう。すでに貸金業法の改正が成立する以前から、貸金業者の信用供与残高は減っていたが、10年6月の総量規制導入後にさらに縮小した。日本クレジット協会「日本の消費者信用統計」によると、総量規制の対象となる貸付に相当する「クレジットカードのキャッシング及び消費者金融会社の消費者ローン」の信用供与残高は、改正貸金業法成立前のピークである04年の13.6兆円から11年には5.4兆円にまで減少した。その一方で総量規制を受けない銀行等の民

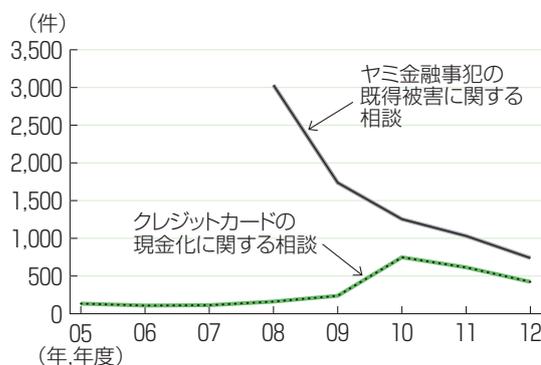
間金融機関の消費者ローンの残高も、同時期に17.7兆円から13.5兆円に減少しており、無担保の消費者向けローン市場は縮小したと考えられる。

前述のように、生活資金などが不足して貸金業に頼っている人々が融資を受けられないことで、①クレジットカードの現金化や無登録業者(ヤミ金)の利用、②自己破産へ向かう人が増えるなどの指摘があったが、実際はどうであったか確認したい。

①について、このような現象が発生したか捉え難い。それは、無登録業者(ヤミ金)^(注7)やクレジットカードの現金化の利用は、違法か違法に近いものであり、現状その利用実態は捉えきれず、的確なデータは存在しない。

国民生活センターへの相談件数ベースでは、クレジットカードの現金化についての相談件数が05年度には133件であったものが、10年度に747件となった後、再び減少した(第1図)。無登録業者(ヤミ金)につい

第1図 改正貸金業法施行後の関連相談件数



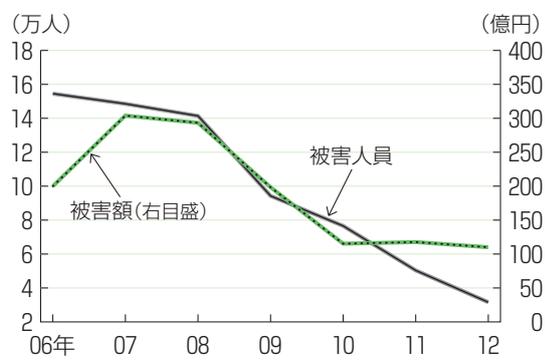
資料 警察庁生活安全局「主な生活経済事犯の検挙状況等について」、国民生活センターのウェブサイトから作成
(注) ヤミ金融事犯の既得被害に対する相談は警察庁生活安全局が全国消費生活情報ネットワーク・システムを使い、集計したもので、年次データである。クレジットカードの現金化に関する相談は、国民生活センターが集計した年度データである。

ての相談件数は減少傾向にある。また、無登録業者（ヤミ金）の被害件数も減少傾向にある。ただし、被害金額は10年以降、110億円前後で推移している（第2図）。

前述したように、相談件数や検挙状況だけでは、無登録業者（ヤミ金）やクレジットカードの現金化の利用実態は明らかではない。これを補うものとして、完全施行後に資金需要者がどのように行動したかについてアンケート調査が行われており、無登録業者（ヤミ金）やクレジットカードの現金化を利用する人が少数ながらいることがわかってきている（後述）。

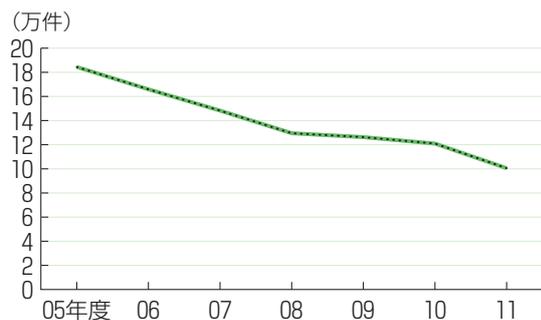
②の自己破産（個人）申立件数は06年度以降、減少傾向にある（第3図）。ただし、

第2図 ヤミ金融の被害状況



資料 警察庁生活安全局「平成24年中における生活経済事犯の検挙状況等について」から作成

第3図 自己破産(個人)申立件数



資料 最高裁判所「司法統計年報」から作成

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の調べによると、借入から申立てまで、5年以上費やす割合が高いことを考えると、延滞者が今後自己破産を申請する可能性もある。

〔注7〕「クレジットカードの現金化」について、国民生活センターのウェブサイトは以下のような説明をしている。「クレジットカードのショッピング枠を利用して、消費者に安価な商品を高額で購入させた後、『商品買取り』等と称して売値の何割かに相当する現金を消費者に渡し、業者はカード会社から立替金を得る、という仕組みです。また、最近では、キャッシュバック付商品を購入させ、商品とともに現金を渡す『キャッシュバック方式』と呼ばれるような方法もあります。一見、通常の商品売買のようですが、消費者にはクレジットカード会社へのショッピング枠利用分の返済義務が残っているため、渡された現金と立替金との差額を実質的な利息と捉えれば、高金利の借金をしているのと何ら変わりません。また、クレジットカードの現金化はクレジットカード契約に違反する行為でもあります。」

(http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/cre_genkinka.html)

(2) 長期延滞者の減少は非常に緩やか

(株)日本信用情報機構による「無担保無保証借入残高があるもの」と「そのうちの延滞者」の推移をみる。

(株)日本信用情報機構は、信販会社、消費者金融会社、流通系・銀行系・メーカー系カード会社、金融機関、保証会社、リース会社など幅広い業種が加盟する個人の信用情報を取り扱う機関である。13年3月末の登録貸金業者2,217社のうち、1,097社が同機構に加盟している。同機構は、09年8月の(株)CCBとの合併や10年3月に指定信用情報機関となったという特殊要因により、データが不連続となっているため、10年4

第1表 延滞者の内訳

(単位 万人, %)

	無担保無保証借入金残高があるもの			
		延滞者数		
		長期延滞者数 (1年以上未入金)	短期延滞者数 (3か月以上1年未満未入金)	
10年7月	1,517(-)	464(-)	407(-)	57(-)
11. 7	1,419(△6.5)	449(△3.2)	407(0.0)	42(△26.3)
12. 7	1,356(△4.4)	433(△3.6)	398(△2.2)	35(△16.7)
13. 5	1,261(△7.5)	414(△4.2)	391(△0.3)	23(△42.5)

資料 株式会社「日本信用情報機構」資料から作成
 (注) 1 延滞者の内訳は2010年4月以降から利用可能となったので、総量規制が導入された以降の10年7月から定点観測した。
 2 ()内は前年比。

月以降のデータでその推移をみることにする。

総量規制の対象となるローンの利用者に対応する「無担保無保証借入金残高のあるもの」の数は総量規制施行後の10年6月に1,538万人まで増加したが、その後、減少を続け、直近の13年5月には1,261万人となった。対象的に、「延滞者数」(無担保無保証借入金残高のあるものうちの延滞者数)は10年9月に465万人とピークを記録して以降、非常に緩やかな減少にとどまり、13年5月は414万人だった。

さらに延滞者の内訳をみると、1年以上未入金の長期延滞者数が、延滞者数の9割を占めており、その減少は短期延滞者に比べ、緩やかである(第1表)。日本経済新聞(12年5月6日付朝刊)によると、「若者を中心に貸し倒れが減らず、回収が進んでない」模様である。

以上、公表された全国ベースのデータからは、相談件数や自己破産申立件数は減少しているが、長期延滞者の状況がなかなか改善していない様子が見える。総量規制の影響を捉える上で、延滞者の今後の推移を見守る必要がある。

(3) 無登録業者(ヤミ金)利用に流れた人

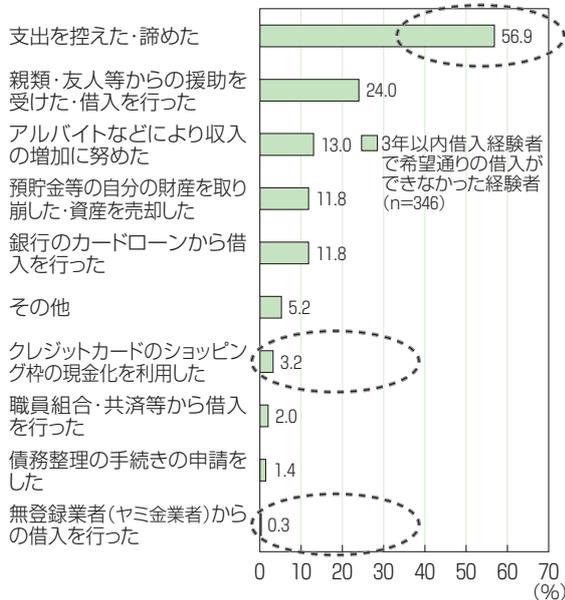
改正貸金業法の完全施行後に金融庁「改正貸金業法の完全施行後における貸金業利用者に対する意識調査」(2010年)(以下「金融庁調査」という)と日本貸金業協会「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」(2010年)(以下「貸金業協会調査」という)の2つのアンケートが実施された。これらから、完全施行後の資金需要者の意識をみていきたい。

第2表 改正貸金業法の完全施行後に行われた2つのアンケートの内容

	改正貸金業法の完全施行後における貸金業利用者に対する意識調査 (金融庁調査)	貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査 (貸金業協会調査)
調査期間	10年11月10日~11月15日	10年8月26日~9月17日
調査手法	インターネット調査	インターネット調査
調査対象者	インターネット調査会社(インターネット)に登録している20~70歳代のモニター	調査会社に登録している20歳以上のモニター
有効回答サンプル数(人)	事前調査: 32,404	事前調査: 244,035
	本調査: 有効回答数: 3,793 3年以内借入経験者: 1,812 3年以内借入非経験者: 1,981	本調査: 有効回答数: 1,500 総量規制該当者: 1,000 専業主婦/主夫: 500
借入申込と審査結果	改正貸金業施行後、3年以内借入経験者で「貸金業で借入申込みした」のは55.2%。そのうち、「希望通りの金額で借入ができた」のは69.7%	改正貸金業施行後、総量規制該当者で「既存の借入枠を利用して借入の申込みをした」のは70.2%。そのうち、「希望通りの借入ができた」のは43.0%

資料 各資料から筆者作成

第4図 改正貸金業法完全施行後の借入不可・希望金額借入不可時の対応(複数回答)
(ベース:希望通りの借入不可の経験あり)

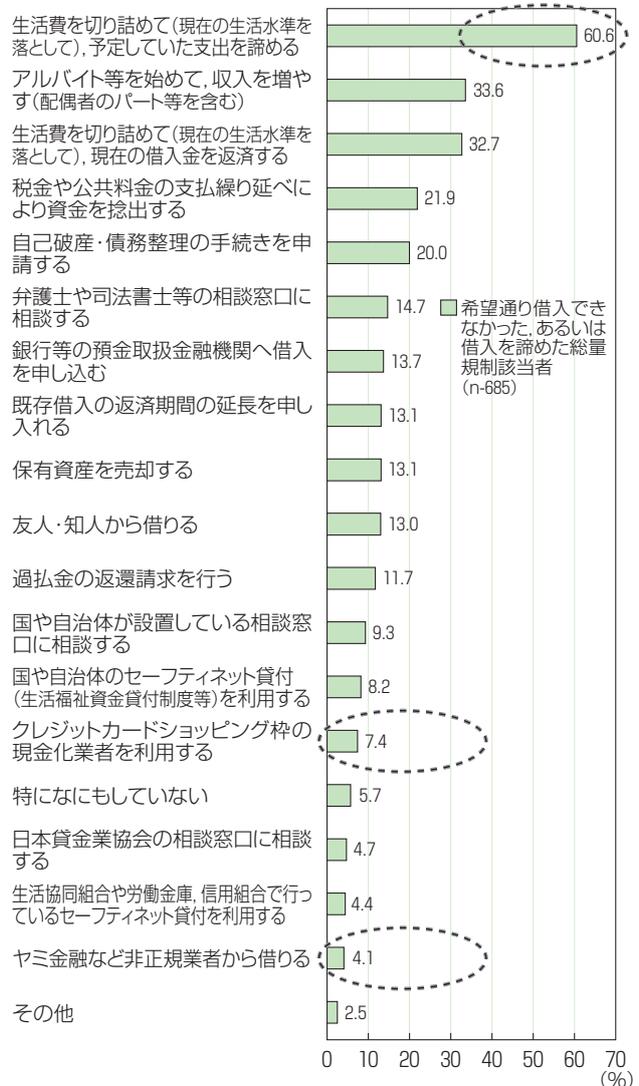


どちらもインターネット調査であり、過去に貸金業を利用した人々を抽出している(第2表)。ただし、回答者の構成は、金融庁調査では最近3年以内に貸金業者から借入を経験した者(以下「3年以内借入経験者」という)と非経験者である一方、貸金業協会調査は、総量規制該当者と専業主婦/主夫である。

金融庁調査では、3年以内借入経験者の55.2%が完全施行後に借入申込みを行っており、そのうち希望通り借り入れられたのは69.7%という結果となった。貸金業協会調査では、総量規制該当者の70.2%が借入申込みを行い、そのうち、希望通り借り入れられたのは43.0%であった。

借入ができない、あるいは、できないと仮定した場合の行動については、いずれの

第5図 改正貸金業法完全施行後、今後借入ができなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)
(ベース:希望通り借入できなかった、あるいは借入を諦めた総量規制該当者)



調査も支出を見直すという回答が最多となった。例えば、金融庁調査では、希望通りに借入ができなかったときの実際の行動として、「支出を控えた・諦めた」(56.9%)が最多の回答だった(第4図)。貸金業協会調査では、今後借入ができなくなると仮定した場合にとる行動について「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定し

ていた支出を諦める」(60.6%)が同様に最多となった(第5図)。

一方、クレジットカードのショッピング枠の現金化を選択した割合は、金融庁調査では3.2%、貸金業協会調査では7.4%となった。また、無登録業者(ヤミ金)の利用を選択した割合は、金融庁調査では0.3%、貸金業協会調査では4.1%であった。いずれも、回答の順位としては低い。

以上の2つの調査からは、総量規制により借入できなくなった人々がまず支出を見直すことがうかがえる。ただし、これまでは貸金業者を利用していた人々が、少数ながらも違法または違法に限りなく近い資金供給であるクレジットカードのショッピング枠の現金化や無登録業者(ヤミ金)利用に流れた可能性はある。そのため、今後もその動向を丁寧に追いかける必要がある。

3 貸金業利用者の属性

(1) 分析の視点

以下では、個票データを用いて総量規制導入後に貸金業を利用している人々について詳細にみていきたい。特に、総量規制を受け、貸金業者が職業・雇用形態などを判断材料にして借入申請者を敬遠しているのか確認したい。また、貸金業を利用している人々の家計の状況も明らかにしたい。

(2) データについて

分析で利用する株式会社日経リサーチ「金融行動調査」(11年)は、首都圏居住者

に金融機関の利用状況を詳細に尋ねるアンケート調査であり、83年から毎年実施されている。^(注8)

11年調査については、調査対象は25~74歳の男女個人で、調査期間は11年10月から11月にかけて行われた。そのため、改正貸金業法が施行されてから1年以上経過した時点での調査である。

金融行動調査は、前述の金融庁調査や貸金業協会調査のように貸金業利用状況に特化したものではない。そのため、回答者の資金需要の有無、非利用者が貸金業者に借入を申し込んだかどうか、借入を申し込んだ結果といった情報は得られない。また、借入申請時にすでに保有していた総量規制の対象となるローンの残高についてもわからない。さらに個人の属性について、年収、金融資産保有額、学歴、職歴もわからないという制約がある。ただし、世帯については、年収、金融資産保有額、住宅ローンの有無は把握できる。そのため、分析には十分耐えうると判断し、利用することにした。

同調査では、過去1年間(10年11月以降)に①クレジットカードのキャッシング、②銀行のカードローン、③銀行系ローン会社のカードローン、④信販会社のカードローン、⑤消費者金融のカードローン、⑥保険会社の契約者貸付を利用したか否かについて質問がある。これら選択肢のうち、①、③、④、⑤が、総量規制の対象となるローンである(以下「対象ローン」という)。以下では、これらの総量規制の対象となるローンの利用者(以下「貸金業利用者」という)の

属性について分析していきたい。なお、借入金利についての情報はないため、上限金利の引下げの影響はみるできない。

改正貸金業法の完全施行後の借り手の特徴をみる際に、経済的に余裕のない層に分析対象を絞り込み、貸金業利用者であるかどうかをみた。それは、経済的に余裕がない層は、資金需要がある層を含んでいる可能性が高く、この層に分析対象を絞り込むことで、実際に貸金業利用者になった人とそうでない人の差がどのような点にあるかがより鮮明にわかると考えたからである。経済的に余裕のない層とは、10年10月からの1年間の暮らし向きは経済的に余裕がどれくらいあったかという質問に対し、「あまり余裕がない」、または「全く余裕がない」とした回答者である。

基本的に、対象ローンは、申請者である個人と貸金業者の契約であるため、個人の情報に基づいて借入審査が行われる。その一方で、生活資金の不足など、申請者の世帯の状況が資金需要に影響を及ぼしている可能性がある。そこで、個人の情報のみを考慮した場合（ケース1）と、個人の情報に加え、個人の属する家計の情報も加えた場合（ケース2）について考えてみたい。

経済的に余裕のない層のうち、各属性についてデータに欠損値のない1,452人について分析する。このなかに、金融行動調査の貸金業利用者全体（168人）の73.2%にあたる123人が含まれている。

（注8）金融行動調査の09年調査と11年調査により、総量規制導入前後の貸金業利用者の属性を比較することについては、それぞれの調査の回答者

全体の基本属性が大きく異なったため、断念した。これは、抽出方法が09年調査は住宅地図からの2段無作為抽出であった一方、11年調査は割当法とRADARモニターからの抽出であったことが要因として考えられる。

（3）分析対象者の属性について

第3表は属性ごとにデータの構成をみたものである。職業は、「民間又は公的機関の正規雇用者」が35.1%と最も多かった。なお、無職（仕事をしていない）と回答した者のうち、既婚、配偶者が仕事をしている、年齢が65歳未満という3つの条件を満たした場合、「専業主婦/主夫」とした。この「専業主婦/主夫」は、分析対象者全体の13.8%を占めた。非利用者との比較では、貸金業利用者は、「無職」の割合が2.4%と低く、「民間又は公的機関の雇用者」の割合が高かった。^{（注9）}

このほか、個人の消費行動の傾向を表すものとして、「非貯蓄志向」とクレジットカードの利用頻度の状況をみた。非貯蓄志向とは、「どちらかという『消費型』より『貯蓄型』である」という問いに対し、「どちらかといえばいいえ」、または「いいえ」と回答した者を集計したものであり、分析対象者全体のうち、32.2%が該当した。貸金業利用者の方は、54.5%が「非貯蓄志向」と回答した。

金融行動調査の設計上、クレジットカードの利用にキャッシングも入るのか明確ではないが、基本的にはショッピングでの利用だと思われる。クレジットカードのショッピングは、物やサービスを購入したときと引き落としの時期が異なるために、収支

第3表 経済的に余裕のない層(分析対象者)の構成

(単位 %)

			データコーディング	データの構成比		
				分析対象者全体		
				(n=1,452)	うち 貸金業利用者 (n=123)	非利用者 (n=1,329)
貸金業者に示す情報	性別	女性の割合	女性=1, 男性=0	46.1	39.8	46.7
	年齢	20歳代	} 年齢が該当する=1 それ以外=0 分析において基準とする	5.2	5.7	5.1
		30歳代		20.5	22.0	20.3
		40歳代		32.1	39.0	31.5
		50歳代		19.4	23.6	19.0
		60歳代		16.5	8.1	17.3
70歳代		6.3		1.6	6.8	
職業・雇用形態	契約, 派遣社員, 嘱託 個人経営, 自営業, 自由業, 農業 家業手伝い, パート・アルバイト・ 内職, その他 専業主婦/主夫 無職 民間又は公的機関の正規雇用者	} 職業が該当する=1 それ以外=0 分析において基準とする	5.4	6.5	5.3	
			12.5	13.0	12.5	
			20.2	21.1	20.2	
			13.8	12.2	14.0	
			12.9	2.4	13.9	
			35.1	44.7	34.2	
家族構成	独身かつ扶養している子供なし 独身かつ扶養している子供あり 既婚かつ扶養している子供なし 既婚かつ扶養している子供あり	} 家族構成が該当する=1 それ以外=0 分析において基準とする	14.2	12.2	14.4	
			2.8	2.4	2.9	
			27.3	10.6	28.9	
			55.6	74.8	53.9	
自宅	持ち家 ^(注2) に居住	持ち家に居住=1, それ以外=0	75.9	68.3	76.6	
貸金業者に示さない情報	非貯蓄志向 ^(注3)	貯蓄型ではない	消費型=1, それ以外=0	32.2	54.5	30.1
	クレジットカード 利用状況 ^(注4)	1年に0回利用 1年に1~6回利用 1年に12~36回利用 1年に52回以上利用	} クレジットカード利用状況が 該当する=1, それ以外=0	20.7	2.4	22.4
				10.1	4.1	10.7
				41.7	57.7	40.3
27.4				35.8	26.6	
貸金業者に示さない情報 (世帯の情報)	世帯年収	300万円未満 300~500 500~700 700~1,000 1,000万円以上	} 世帯年収が該当する=1 それ以外=0 分析において基準とする	20.4	17.1	20.7
				26.8	23.6	27.1
				26.9	24.4	27.1
				17.9	20.3	17.7
世帯金融資産	300万円未満 300~600 600~1000 1,000~2,000 2,000万円以上	} 世帯金融資産が該当する=1 それ以外=0 分析において基準とする	48.9	72.4	46.7	
			15.6	10.6	16.0	
			13.7	8.1	14.2	
			10.5	5.7	11.0	
住宅ローンの有無	住宅ローン返済中	住宅ローンを返済中=1 それ以外=0	40.3	56.1	38.8	

資料 株式会社日経リサーチ「金融行動調査」(2011)から作成

(注) 1 10年10月から1年間を振り返ってみて、暮らし向きは経済的にどの程度余裕があるかという質問に対して、「あまり余裕がない」「全く余裕がない」とした回答者に分析対象を限定した。

2 親, 兄弟, 子供の持ち家を含む。

3 「どちらかといえば、『消費型』より『貯蓄型』である」という問いに対し、「いいえ」又は「どちらかといえばいいえ」とした回答者を「非貯蓄志向」とした。

4 クレジットカードの利用頻度について「週に2回以上」「週に1回程度」「月に2~3回程度」「月に1回程度」「2~3か月に1回程度」「半年に1回程度」「1年に1回程度」「ほとんど利用していない」という8つの選択肢を4区分に再集計し、頻度も年換算した。なお、「1年に0回利用」の中には、「ほとんど利用していない」とした回答者に加え、「クレジットカードを持っていない」回答者も含めた。

5 全てダミー変数なので、最小値は0, 最大値は1である。平均は百分率にしない時の割合と同じ。

のバランスを狂わせる可能性がある。その利用頻度が多ければ、収支の管理が難しくなると考え、家計の収支の規律を示唆する

属性として採用した。データは、「週に1回以上」「2~3か月に1回程度」といった質問内容を年換算した上で、4グループに分

けた。貸金業利用者はクレジットカードの利用頻度が多い傾向があった。

世帯の状況についてもふれる。分析対象者全体では、世帯の年収は「300万円未満」が20.4%、「300～500万円未満」が26.8%、「500～700万円未満」が26.9%と、7割の世帯の年収が700万円未満であった。非利用者と比較し、貸金業利用者は「1,000万円以上」の層の割合が高かった（貸金業利用者14.6%、非利用者7.4%）。

世帯の金融資産は、分析対象者全体では、「300万円未満」が48.9%を占めた。貸金業利用者は「300万円未満」が7割と集中していた。

住宅ローンについては、貸金業利用者の世帯では56.1%、非利用者の世帯では38.8%が住宅ローンを返済中であった。

(注9) 金融行動調査で把握できないものの、借入申請者が貸金業者から求められる個人情報として健康保険証の種類、入社年月、借入申請者の年収、他の貸金業者からの借入金額がある。特に総量規制においては、年収と既存の対象ローンの保有残高の関係が問われる。

(4) 分析結果

第4表は、限界効果を中心にプロビット^(注10)分析の結果を表示した。

まず、個人の属性のみに基づくケース1の結果についてふれたい。職業・雇用形態の「無職」の限界効果は-0.0392となり、これは「無職」の人は他の属性が同じ場合、^(注11)「民間又は公的機関の正規雇用者」の人に比べて、貸金業利用者である確率が3.9ポイント低下することを意味する。この限界効果は、5%水準で有意であった。

「無職」以外の職業・雇用形態の限界効用はプラスだったが、有意ではなかった（第4表の職業・雇用形態の「無職」以外の欄に*が全くない）。「専業契約、派遣社員、嘱託」などの職業・勤務形態は、「民間または公的機関の正規雇用者」に比べ、収入が不安定である。もし、貸金業者が総量規制を受け、これらの借入申請者を特に敬遠していれば、-（マイナス）の値となっただろう。しかし、結果は、「無職」を除く「契約、派遣社員、嘱託」など収入の不安定な人が「民間又は公的機関の正規雇用者」と比べて、借入が制限されたわけではないことを示している。

「非貯蓄志向」の人であると、貸金業利用者となる確率が6.2ポイント上昇し、1%水準で有意だった。さらにクレジットカードの利用頻度では、貸金業利用者である確率は、利用していない人と比べ、「1年に1～6回利用」の人であれば9.8ポイント、「1年に12～36回利用」の人であれば15.5ポイント、「1年に52回以上利用」の人であれば18.7ポイント、それぞれ上昇するという結果になった。「1年に12～36回利用」と「1年に52回以上利用」は、1%水準で有意であった。以上、非貯蓄志向やクレジットカードの利用頻度は、資金需要面が反映された結果となった。

次に、世帯の情報を加味したケース2についてみよう。ケース1と共通する属性について、有意性や符号は総じて同じという結果となった。

世帯年収は、符号はプラスであるが、有

第4表 対象ローン利用者のプロビット分析結果—限界効果—
(0=非利用者, 1=貸金業利用者)

			ケース1	ケース2
貸金業者に示す情報	性別	女性	-0.0293 * (0.0164)	-0.0235 (0.0146)
	年齢	20歳代	-0.0094 (0.0235)	-0.0145 (0.0181)
		30歳代	-0.0092 (0.0135)	-0.0074 (0.0122)
		40歳代	基準	基準
		50歳代	0.0195 (0.0176)	0.0277 (0.0177)
		60歳代	0.0115 (0.0252)	0.0306 (0.0288)
70歳代		0.0169 (0.0524)	0.0507 (0.0698)	
職業・雇用形態	契約, 派遣社員, 嘱託	0.0234 (0.0314)	0.0161 (0.0271)	
	個人経営, 自営業, 自由業, 農業	0.0065 (0.0192)	0.0042 (0.0171)	
	家業手伝い, パート・アルバイト・内職, その他	0.0227 (0.0235)	0.0150 (0.0208)	
	専業主婦/主夫	0.0073 (0.0241)	0.0014 (0.0205)	
	無職	-0.0392 ** (0.0183)	-0.0331 ** (0.0166)	
	民間又は公的機関の正規雇用者	基準	基準	
家族構成	独身かつ扶養している子供なし	-0.0123 (0.0162)	-0.0104 (0.0162)	
	独身かつ扶養している子供あり	-0.0177 (0.0253)	-0.0180 (0.0219)	
	既婚かつ扶養している子供なし	-0.0507 *** (0.0124)	-0.0412 *** (0.0113)	
	既婚かつ扶養している子供あり	基準	基準	
自宅	持ち家 ^(注2) に居住	-0.0344 ** (0.0162)	-0.0577 *** (0.0220)	
貸金業者に示さない情報	非貯蓄志向 ^(注3)	貯蓄型ではない	0.0617 *** (0.0151)	0.0419 *** (0.0132)
	クレジットカード利用状況 ^(注4)	1年に0回利用	基準	基準
		1年に1~6回利用	0.0984 (0.0637)	0.0887 (0.0604)
1年に12~36回利用		0.1553 *** (0.0344)	0.1476 *** (0.0333)	
貸金業者(世帯の情報)に示さない情報	世帯年収	300万円未満	/	0.0353 (0.0260)
		300~500		0.0154 (0.0164)
		500~700		基準
		700~1,000		0.0072 (0.0156)
世帯金融資産	300万円未満	/	0.0430 ** (0.0214)	
	300~600		0.0001 (0.0226)	
	600~1000		-0.0001 (0.0233)	
	1,000~2,000		基準	
2,000万円以上	-0.0155 (0.0213)			
住宅ローンの有無	住宅ローン返済中	/	0.0403 ** (0.0165)	
標本数(分析対象者数)			1,452	1,452
Log likelihood			-364.297	-347.554
Pseudo R2			0.135	0.175

資料 第3表と同じ

(注) 1 ***は1%水準, **は5%水準, *は10%水準で有意。

2 ()内は標準誤差。

3 限界効果は、各変数の値が0から1に変化したときの貸金業利用者である確率の変化幅である。

意でなかった。基準となる「500~700万円未満」以外の世帯年収の人と比べて、貸金業利用者となる確率は同じ程度という結果となった。これは、総量規制を受けた貸金業者が借入申請者の世帯の収入を把握できたとしても、世帯年収の低い借り手に資金供給を制限しているという状況ではなかつ

たことを示す。

世帯の金融資産「1,000~2,000万円未満」の人と比べ、世帯の金融資産「300万円未満」の人の場合、貸金業利用者である確率が4.3ポイント上昇することが示された。この限界効果は5%水準で有意だった。

また、住宅ローンの返済中の世帯に属す

る人は、貸金業利用者である確率が4.0ポイント上昇するという結果となり、5%水準で有意だった。住宅ローンの返済が家計を圧迫している可能性がある。自宅が持ち家の人の場合は貸金業利用者である確率が低下するが、住宅ローンが返済中の世帯の人であると貸金業利用者である確率が上昇するという結果であった。

(注10) プロビット分析は、 y_i^* という「貸金業者を利用するような資金需要がある」、「貸金業者の審査を通過する属性を持つ」など、直接、観測できないものを想定する。そして、 y_i^* は、個人の年収や消費行動などの属性(X)と以下のような関係にあると仮定する。aは定数項、bは属性に対する係数、uは誤差項である。

$$y_i^* = a + bX + u$$

前述したように y_i^* は観測できない。実際に観測できるのは、貸金業利用者か否かであり、これを y_i とする。 y_i が1のときは貸金業利用者、0のときは非利用者とする。

ここで、 y_i と y_i^* は、

ある個人が貸金業利用者のとき(つまり $y_i=1$)、 $y_i^* > 0$ 、

ある個人が非利用者のとき($y_i=0$)、 $y_i^* \leq 0$ という関係が成り立つと想定する。

y_i は、0か1をとる数値なので、線形の回帰モデルは使えず、確率分布(P_i)を利用し、以下の式のように変換する。

$$P_i = \text{Prob}(y_i=1) = F(a + bX)$$

これにより、回帰分析のように、ある個人の属性(説明変数)が貸金業を利用するかどうかにもどだけの影響をもっているか確かめることができる。

プロビット分析はその計測結果に、ある人の「女性、20歳代、契約、派遣社員、嘱託、……」といった属性を代入すると、その人が何%の確率で貸金業利用者かどうかを把握できる。また、ある人が特定の属性に当てはまる(例えば、女性である)とき、その個人が貸金業利用者である確率がどう変化するかみることもでき、これを限界効果という。

*は限界効果がゼロという仮説が棄却された(つまり限界効果はゼロではなく、該当する属性は貸金業利用者である確率に何らかの関係を持つ)ことを意味する。また、該当する属性の限界効果の符号が+ (プラス)であれば、貸金業

利用者である確率を高め、反対に、符号が- (マイナス)であれば、低めることを示している。最後に、該当する属性の限界効果の絶対値はどの程度、貸金業利用者である確率を変化させるかを示している。

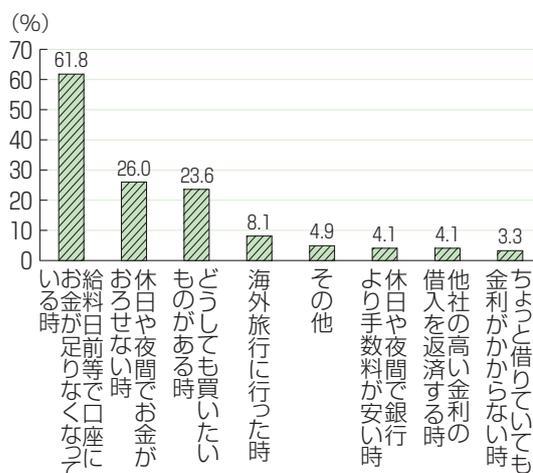
(注11) 統計上のテクニカルな要因から、職業・勤務形態の結果は、「民間又は公的機関の正規雇用者」を基準にして、貸金業利用者の利用者である確率がどうなるかを示している。家族構成は「既婚かつ扶養している子供あり」を、クレジットカード利用状況は「1年に0回利用」を、世帯年収は「500~700万円未満」を、世帯金融資産は「1,000~2,000万円未満」を基準にした。

(5) 貸金業利用者の家計管理について

以上では、非貯蓄志向の強い人、クレジットカードの利用頻度が高い人が貸金業利用者となる確率が高いことなどがわかった。そこで、金融行動調査の質問項目から、貸金業利用者の家計管理の状況をみたい。

貸金業を利用したのはどのようなときかという質問に対し、貸金業利用者(第3表の123人)の6割が「給料日前等で口座にお金が足りなくなっている時」と回答した(第6図)。また、「休日や夜間でお金がおろせ

第6図 貸金業を利用する時(複数回答, n=123)



資料 第3表に同じ

(注) 第3表の貸金利用者123人の回答を集計した。

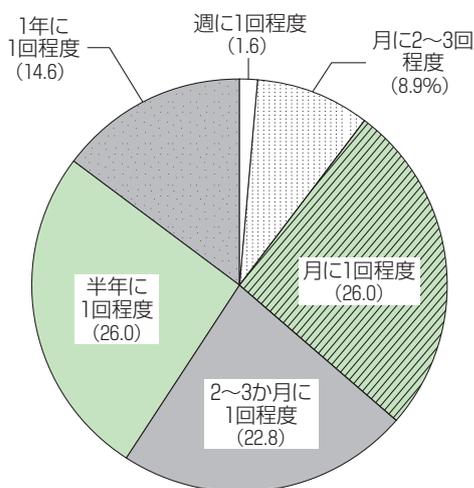
ない時」や「どうしても買いたいものがある時」も20%台となった。その一方、金利や手数料の面で有利だからという理由から対象ローンを利用したという回答割合は低い。

総量規制の対象となるローンの借入頻度は、「半年に1回程度」(26.0%)及び「1年に1回程度」(14.6%)を合わせた回答は4割であった。このように年に数回の利用にとどまる貸金業利用者が多い(第7図)。その一方、「月に1回程度」(26.0%),「月に2~3回程度」(8.9%),「週に1回程度」(1.6%)と高い頻度で利用している貸金業利用者も36.5%だった。

1回当たりの借入額は、10万円未満が8割を占め、小口の借入が中心である(第8図)。

現在の借入残高は、「借入なし」が25.2%を占める。しかし、4割近くが、20万円以上の残高を保有している。1回ごとには小

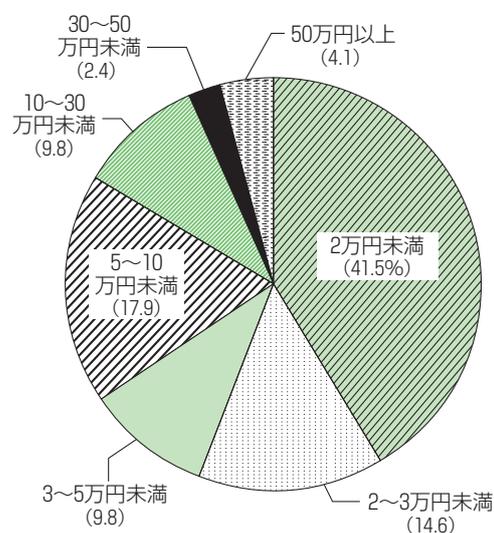
第7図 対象ローン借入頻度(n=123)



資料, (注)とも第6図に同じ

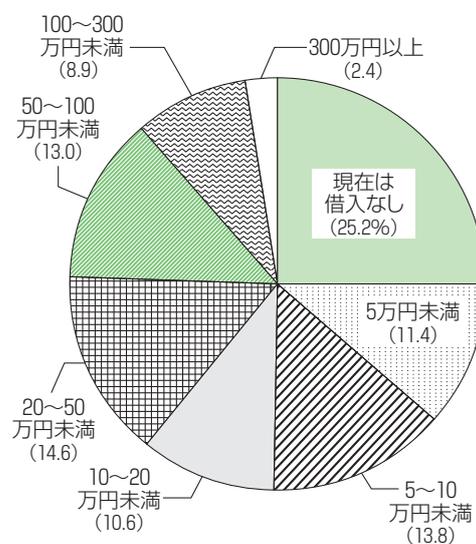
口で借りていても、残高が膨らんでいったとみられる(第9図)。口座にお金が足りない部分を補うために対象ローンを利用した結果、借入残高が増加し、返済により、さらに家計の収支バランスを崩している可能性がある。また、予想をしていなかった収入の減少や支出の増加という状況になった

第8図 1回当たりの対象ローン借入額(n=123)



資料, (注)とも第6図に同じ

第9図 現在の対象ローン借入金残高(n=123)



資料, (注)とも第6図に同じ

場合、返済がより厳しくなる危険性がある。

ところで、口座にお金が足りないのは、貯蓄がうまくできていないことの裏返しかもしれない。前述の分析でも世帯の金融資産残高が300万円未満の層で貸金業利用者となっている確率が高かった。そこで、貸金業利用者と非利用者の貯蓄についての考え方を比較する。

金融行動調査では、貯蓄の目的や理由について18の選択肢のなかから複数を選択するように設計されている。貸金業利用者の回答率が最も高かったのは、「子供の教育資金」(48.8%)だった。その次に、「病気や不測の災害の備え」(41.5%)、「老後の生活資金」(35.0%)と続く。

貸金業利用者と非利用者の回答率で統計的に有意に差がでたのは、第10図に示した7つの選択肢だった。前述のように貸金業利用者で上位の「病気や不測の災害の備え」や「老後の生活資金」でも、非利用者とは

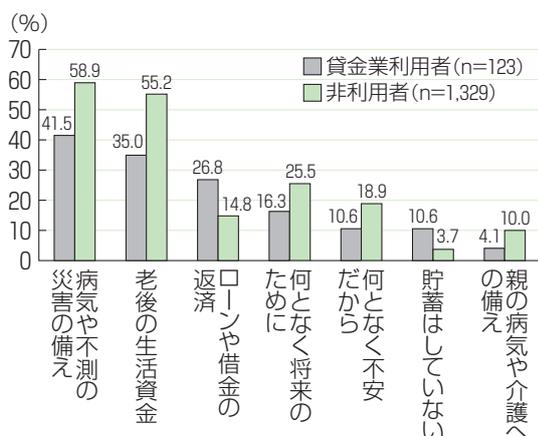
べると回答率が低い。また、「何となく将来のために」「何となく不安だから」「親の病気や介護への備え」も非利用者の回答率を下回った。非利用者は予測できる将来のリスクに向けて意識的に貯蓄しているだけでなく、「何となく」といった理由でも貯蓄している様子がうかがえる。貸金業利用者の回答率が非利用者のものを有意に上回る選択肢は「ローンや借金の返済」と「貯蓄はしていない」の2つであった。貸金業利用者、非利用者、ともに経済的余裕はないと感じているのだが、貸金業利用者は将来に向けた備えをするという意識が低い傾向がみられる。

4 家計管理の健全化に向けて

総量規制により、複数の貸金業者から返済能力を超える債務を借り入れる人の数は減少していると思われる。しかし、貸金業を利用している人々の行動をみていると、小口のローンの利用により、急場をしのいでいるうちに債務が膨らみ返済に苦しむ危険性のある人が少なからずいた。やはり、貸金業を利用する原因でもあり、債務額が増加する原因でもある家計管理の問題について社会的な対応がなくては、債務問題は形をかえて続くと考えられる。

家計管理の健全化に向けては、問題がある人々の背景に迫らなくてはならない。宮坂(2008)は、日本消費者金融協会「金融管理カウンセリングサービス」の来所者について分析し、多重債務者の状況を以下の

第10図 現在の貯蓄の目的や理由(複数回答)



資料 第3表に同じ
 (注) 1 第3表の貸金利用者123人、非利用者1,329人の回答を集計した。
 2 現在の貯蓄の目的や理由についての18選択肢のうち、カイ二乗検定で5%水準で有意な7選択肢を示した。

ように3類型化した。その一つは、①生活の自立性を取り戻すことが必要とされているケース、次に②社会福祉領域での対応が必要であり、自助努力では対応できない緊急を要するケースや重篤なケース、そして最後に③ギャンブルや買い物依存症といった病理的な原因を抱えるケースである。①は、家計管理から就労支援、生き方支援を、②は社会保障や公的援助を、③は病気としての認識と治療を必要とする。

12年9月に開催された「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」(以下「多重債務懇談会」という)でも民間委員から「多重債務者は、借金以外にも家庭やメンタルヘルスの問題を伴っている可能性がある」という意見が出た。その上で、「対策を効果的に進める上では、関係部門等の連携が非常に重要」という指摘がなされており、借り手への踏み込んだ対応の重要性が改めて認識されている。07年4月に始まった「多重債務問題改善プログラム」により、地方自治体が主体となって相談窓口の拡充が図られてきており、多重債務懇談会では多重債務者が支援策や専門家へよりアクセスしやすいように誘導するなどの一層の機能強化を目指すべきという意見が出た。

このように政府による借り手への対策が進められている一方、金融機関はどのようなことが行えるであろうか。貸金業者は、貸金業相談・紛争解決センターが窓口となって相談者に生活再建のためのカウンセリングを行っている。しかし、相談をしてこない利用者のその後の家計管理の支援まで

は対応していない。所得が年齢とともに増加するのかが不透明な現在、消費者向け無担保ローンの利用者に家計管理の見直しと貯蓄について再考する機会を早期に設けることが重要と思われる。

金融機関にとって、返済能力を大きく上回る債務を抱えた家計、特に他の金融機関を利用した末に債務額が大きく膨らんだ家計に有効な支援を行うのは難しい。また、前述した多重債務者の状況の②や③のケースを取り扱うのは、金融機関の能力を超える。しかし、①のタイプに陥る危険のある利用者に対しては、予防的な対応を行える余地がある。

多重債務懇談会では、消費者が様々な被害に遭うことを未然に防ぐため、金融経済教育の必要性が説かれた。金融経済教育であれば、金融機関も十分対応が可能である。過去には、利用者に家計簿を無料で配ったり、貯蓄の重要性を説いたりする金融機関があった。また、貸金業者も消費者向け啓発活動を行っている。

金融機関、なかでも協同組織金融機関は、所得が不安定な世帯に向けて、定期積金という金融商品により、将来の支出に向け、計画的に積み立てることを支援してきた歴史がある。例えば、収入の不安定な漁村においては、1950年代に女性を中心に、貯蓄運動が展開された。このような貯蓄運動は、「日掛け、月掛け、心がけ」をスローガンに、「1日1円貯金」や「出荷の時に一握り分を貯金する一握り運動」といった形で、参加者が主体となり、月掛け貯金(定期積金)によ

る貯蓄を進め、さらには家計簿記帳や共同購入といった取組みに発展させていった。この運動の参加者は、「お金の大切さ、貯金をする癖をつけるという意味では大変効果がある」「家計を管理する主婦が無駄をなくし、生活設計の目標に向かって貯蓄することは、将来の備えとして、また家族での行楽、自己研鑽費用として、また、安心とゆとりある生活を実現する上でも意義がある」と語っている（伊藤（2010）、野崎（2010））。

現状、定期積金残高は減少傾向にある。例えば、農協の定期積金残高は、01年度末の3.2兆円をピークに減少し続け、13年度末は2.4兆円となった。漁協では、89年度末の553億円のピークから直近の13年3月末には62億円となった。信金においても、定期積金残高は01年度末の6.0兆円から13年度末の3.5兆円に減少した。この背景として、低金利に伴う家計の定期性預貯金離れや高齢化といった利用者の変化に加えて、集金に伴う事件・事故の防止、集金コストの抑制といった金融機関側の理由もある。このように定期積金の残高からみればその存在感は薄れているかのように見えるが、利用者の家計管理の規律を守るという定期積金の機能が金融機関から改めて再評価されるべきと筆者は考える。金融機関の渉外担当者の定期的な集金活動や地域の仲間による貯蓄運動の声掛けなど、過去に貯蓄運動を支えてきた要因を見つめ、現代に合うような仕組みづくりを再構築することで、家計管理の健全化に貢献できるだろう。

<参考文献>

- ・伊藤るり子（2010）「未来へ託す私の想い」『JFマリンバンク情報』No.101 pp.16～19
- ・大森泰人・遠藤俊英編（2008）『新貸金業法の解説』金融財政事情研究会
- ・禧久孝一（2009）『奄美の「借金解決」係長』光文社
- ・ノンバンク問題研究会（2010）「貸金・クレジット関連報道を検証する 第29回 完全施行に否定的な論調に転じたマスコミ報道」『月刊消費者信用』7月号 pp.64～68
- ・ノンバンク問題研究会（2011）「貸金・クレジット関連報道を検証する 第43回 銀行の個人向けローンは信用収縮から債務者を守れたのか」『月刊消費者信用』11月号 pp.38～43
- ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会（2012）「多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間」<http://www.jcca-f.or.jp/business/documents/h23kono1.pdf>
- ・堂下浩・内田治（2011）「2010年 消費者金融の利用に関する調査」早稲田大学クレジットビジネス研究所Working Paper
<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/pdf/ircb11-002.pdf>
- ・筒井義郎・晝間文彦・大竹文雄・池田新介（2007）「上限金利規制の是非：行動経済学的アプローチ」Discussion Paper No.689 Osaka University
<http://www.iser.osaka-u.ac.jp/library/dp/2007/DP0689.pdf>
- ・堂下浩（2012）「ヤミ金融の被害についての簡潔な報告」早稲田大学クレジットビジネス研究所Working Paper,
<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/pdf/ircb12-002.pdf>
- ・樋口大輔・田邊亮平（2012）「消費者信用市場における総量規制の影響」『東京情報大学研究論集』vol.15 No.2 pp.97～114,
<http://www.iic.tuis.ac.jp/edoc/journal/ron/r15-2-8/index.html>
- ・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」,
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/2011_hasan_kojinsaisei.pdf
- ・野崎和歌（2010）「碧い海と地域のために」『JFマリンバンク情報』No.99 pp.34-38
- ・宮坂順子（2008）『「日常的貧困」と社会的排除』ミネルヴァ書房
- ・横沢善夫（2011）「貧困への転落を救う生活サポート基金の取組み」『月刊消費者信用』1月号 pp.35～42

（たぐち さつき）



寺西俊一・石田信隆・山下英俊
編著

『ドイツに学ぶ
地域からのエネルギー転換
——再生可能エネルギーと
地域の自立——』

安倍政権は、福島第一原発事故を忘却の彼方において、原発再稼働や原発輸出に向けて邁進している。世論調査によれば、大多数の国民は原発を危険だと考えている。原発再稼働に反対している人はかなり多いが、脱原発の実現可能性について半信半疑の人が多いのも事実である。

本書は、ドイツの事例に基づいて脱原発に向けた方法や具体策が提示されており、これからの日本のエネルギーのあり方を考えるためには大いに参考になる。ドイツで再生可能エネルギーが普及している理由として、固定価格買取制度などの政策が優れているだけではなく、脱原発が社会合意された背景があることを理解できるだろう。

再生可能エネルギーは自然資源を利用して産出されるが、日本ではその現場となる農林業や農山村の衰退化と過疎化が著しい。ドイツの農山村では、風力やバイオマスなどによる発電や熱供給が行われ、「エネルギー自立村」が次々と生まれている。「エネルギー自立」は、再生可能エネルギーによる100%自給と地域経済の自立という2つの自立を実現させる地域づくりである。アシャ村などの事例によると、地域内に資金が循環して、住民や地域社会に経済的利益が還元され、様々な波及効果をもたらされる。

エネルギー自立で重要なのは担い手である。大資本による大型風力発電やメガソー

ラーは地域社会に利益をほとんど還元することがない。本書で紹介されている3つの事例は、自治体主導型、協同組合主導型、株式会社主導型に分類され、地域社会を活性化させている。その中でも注目されるのは協同組合主導型で、ドイツではエネルギー協同組合の設立が増加しているという。その要因として、組合方式という民主主義的な特性によって地域の合意が容易になることや、金融機関との連携により資金調達が容易であることなどがあげられる。協同組合は、地域住民自らが事業に参加して地域を豊かにする最適の組織とされる。それでは、日本にエネルギー協同組合を設立できるかということ、法制度の壁でそれは困難だということ。法制度改正を含めた議論を早急に行うべきと指摘している。

資金調達もエネルギー自立地域づくりで重要な要素である。ドイツでは、「地域の、地域による、地域のための」小規模な再生可能エネルギー事業に対して地域金融機関が融資を行っている。高い信用力を得るためにはしっかりとした事業計画を策定することが求められる。高度なノウハウをもったエンジニアやシンクタンクなどが個別の事業を支援していることも、エネルギー自立を推進するためには不可欠である。

本書の特徴は、ドイツの事例の成功要因を分析するとともに、克服すべき課題も提示していることである。海外の成功例の単なる紹介ではなく、日本の制度や取り組みへの適応を念頭に置いて説明されているので、再生可能エネルギーの普及に関心のある人にはぜひとも一読して頂きたい。

——家の光協会 2013年5月

定価1,890円（税込） 208頁——

（島根大学法文学部 教授

上園昌武・うえぞの まさたけ）

A-FIVEの目指すもの

平成24年8月末に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法が成立し、これにより、官民共同出資の農林漁業成長産業化支援機構(略称:A-FIVE)が平成25年2月1日より業務を開始した。農林漁業を起点に生産・加工・流通等をトータルに事業化(6次産業化)することにより、農林漁業者の所得を確保し農山漁村に雇用機会を創出し、農林漁業を成長産業にすることを支援しようという仕組みである。

A-FIVEは、A=Agriculture,forestry and fisheries — **農林漁業**を、F=Fund — **ファンドの手法を活用**して、I=Innovation — **多様なビジネスモデルを創造**し、V=Value-chain — **事業者間のバリューチェーンを結合**し、E=Expansion — **地域活性化と海外展開を図る**を略した愛称であるが、この機構の目指すところをよく表している。

農林漁業は国の源であり豊かな資源の宝庫である。が、概して農林漁業者は作ったり獲ったりすることには長けているものの、そもそも価格決定権が弱く、また加工・流通に関わり付加価値を高めたり差別化を図ることはどちらかといえば苦手であると言われる。こうした中、農林漁業者が自らの製品の価値を消費者に確実に届けるためには、農林漁業者が主体性をもって2次、3次の事業者とパートナーを組み**多様なビジネスモデルを創造し、事業者間のバリューチェーンを結合**する活動が求められる。このことは2、3次事業者にとっても安全・安心な食材の安定的な調達ならびに消費者を意識した商品開発等々メリットがあるはずで、両者のWin-Winの関係構築に大いに資するものと期待される。

従来の農政が補助金と低利融資中心であったところに、今回出資という手段を得たことは極めてタイムリーなことであり政策の幅が広がることになる。JAはかねてより先駆的に6次産業化に取り組んできたし、それ以外にも種々の6次産業化の動きが全国的に取り組まれている。しかし往々にして資本力に乏しくさらなる事業の拡大、発展にはリスクマネーの供給など金融面での支援が必要な場合が多い。JAはじめ銀行等も既に目一杯の与信を行っているはずで、そんな時、この制度の**ファンドの手法を活用**することは極めて有効であると思われる。機構は

エクイティ（株式）を供給する金融機関である。補助金、融資に当ファンドも加えながら最良、最適の事業計画・資金計画を作り、いずれは「成長して返済する」という事業の絵を描いていただきたい。

かつて高度成長期には全国いたるところに工場があり膨大な雇用を吸収したが、今後はおそらくそのような事態は想定し難い。そんな中、農林漁業者の所得確保と農山漁村に雇用機会を創出することで**地域活性化を図る**ためにはこの6次産業化の試みは有用であろうし、このような動きを見て若者が1次産業にトライしてみたい…という流れがでてくれば、これは素晴らしいことである。

我が国の高品質で優れた1次製品の輸出、技術指導等々、**海外展開を図る**動きも活発であるが、当然この制度の対象であるし大いに支援をしていきたい。

農林漁業成長化ファンドのスキームは、農林漁業者と2、3次事業者がそれぞれ出資する形で設立される6次産業化事業体に対して、地域ごとに設定された地域ファンドや、特定のテーマを対象とするテーマファンド(ともに「サブファンド」という)が出資を行い、機構はその1/2を出資するというスタイルを取る。サブファンドの数は地方銀行が多いが、JAグループ、メガバンクほか平成24年度18(金額で官民計460億円規模)を数え、25年度はさらに35~40(金額で官民計1,100億円規模)の組成を目指している。地方銀行が全国規模でA-FIVEに関心と期待を寄せており出資という形のリスクマネーを投じていただけたところに、この制度の意義と役割をみることができると感じる。

法律制定の過程では、様々な議論があったものの最後は全党一致で成立しており、JAグループも全国大会でこの制度の活用を決めている。JA、連合会も当然のことながら本制度を利用できる。組合員の新たな6次化の試みや規模拡大に、またJA経済事業の改善にも大いに利用していただきたい。JA対アンチJAの構図ではなく、正にオールジャパンで我が国農業・1次産業の発展にこの制度が活かされることを切に期待したい。

(農林漁業成長産業化支援機構

代表取締役社長CEO 大多和 巖・おおたわ いわお)

地帯区分別にみた農協組織・農業生産構造

主席研究員 内田多喜生

〔要 旨〕

- 1 農中総研独自の地帯区分別に、農協の組織・事業及び農協組織が基盤とする農業関連データの組み換え集計を行った。地帯区分は、都市的性格が強い順に特定市、中核都市、都市的農村、農村、過疎地域の5区分である。
- 2 農協の組織基盤、事業を地帯区分別にみると、都市的農村のウェイトが大きい。また組合員の地域人口に対する割合は農村・過疎地域で高く、農村部で農協が地域の社会・経済活動に果たす役割の大きさが示唆された。
- 3 ただし、都市的農村や農村・過疎地域の社会環境は、今後、人口減少、高齢化の進展により大きく変化するとみられる。国立社会保障・人口問題研究所の予測によれば、これらの地帯では人口減少と高齢化進行が同時に進み、農業生産だけでなく、地域の社会・経済環境がより厳しくなると予想される。
- 4 次に、農協組織が基盤とする農業について、農地の利用集積の観点から地帯区分別にみると、地帯により農業生産構造が大きく異なっており、中山間地域を多く抱える地帯や、農外への転用圧力の強い地帯で、農地の利用集積が相対的に困難な傾向がみられた。
- 5 人口動態の変化の影響は、今後、農村部でより強くなるとみられ、地域農業の維持のための組織化や担い手育成等の取組みは農協組織にとって喫緊の課題になる。また、地域農業の活性化は、地域の社会・経済活動の活性化にも直結し、人口動態による影響を緩和する有効な方策の一つとみられる。
- 6 ただし、人口動態の大きな変化に農協が単独で対応することは難しいケースも多いとみられ、地域社会・経済の維持に向けて、関連諸団体諸機関が連携して取組みを行っていく必要がある。

目次

はじめに

1 地帯区分の特徴と農協の組織・事業

- (1) 総研地帯区分による地帯分けの特徴
- (2) 地帯区別にみた農協組織・事業
- (3) 農協区域と管内の自然・社会環境との関係
- (4) 地帯区別にみた農協区域管内の今後の人口動態

2 地帯区別にみた日本の農業生産構造の特徴

—主に農地利用集積から—

- (1) 地帯区分からみた農家世帯員の特徴
- (2) 農地に関する各種指標
- (3) 地域社会・経済活性化と農業

おわりに

はじめに

日本は既に人口減少時代を迎えており、農村部での人口減少、高齢化が農業生産基盤に、そして農協の農業関連事業にも大きな影響を与えている。さらに、農協は総合事業体であるため、こうした人口動態が農業だけでなく、地域の社会・経済活動等を通じ農協事業全般にも大きな影響をもたらしつつある。

筆者は既に、本誌2006年11月号の「地域の社会・経済環境と農協の収支・財務構造」のなかで、地域の社会・経済環境と農協との関係についての分析を行った。しかしながら、その後、「平成の大合併」により行政区画が大幅に変更されるとともに、日本の人口が減少に転じるなど、前提となる地域の社会・経済環境は大きく変化してきた。

本稿では、入手可能な直近の数字をもとに、あらためて、総研独自の地帯区別に、農協の組織基盤がどのような環境下におかれているのかを、自然社会条件を示すデータとの関係で確認するとともに、今後の人

口動態の影響についても、検証してみたい。さらに、農協の組織及び事業が依拠している農業についても、市町村データをもとに、とくに人口動態の影響を強く受ける農地の利用集積の観点から整理してみたい。

なお、本稿で使用した地帯区分は、総研で農協を区分する際使用している地帯区分であり、市区町村を、①特定市、②中核都市、③都市的農村、④農村、⑤過疎地域の5地帯に区分し、それを農協管内市町村に適用するものである。^(注1)本稿で基準となる市区町村は、全国市町村に東京23区を加えた1,742市区町村（13年1月1日時点の市区町村数）としている。

(注1)ここで①特定市とは、3大都市圏の「特定市街化区域農地」（市街化区域農地が宅地並み課税を受ける特別区・市）を有する特別区・市を採用し、②中核都市とは特定市に該当する市区町村を除いた上で、県庁所在地または人口が20万人以上の市町村、③都市的農村とは、特定市・中核都市以外の市町村で人口3～20万人の市町村である。人口は2010年国勢調査の数字を用いている。そして、まず①、②、③の基準で区分分けし、残った市町村のうち「過疎地域活性化特別措置法の適用を受ける市町村」を⑤過疎地域とし、残りを④農村とした。

1 地帯区分の特徴と農協の組織・事業

(1) 総研地帯区分による地帯分けの特徴

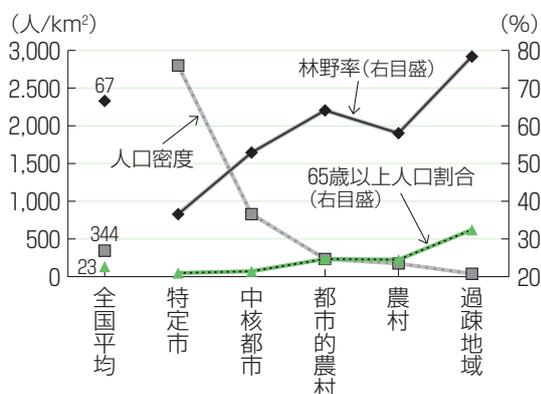
総研地帯区分による地帯分けの目的は、都市部と農村部を基盤とする農協の違いを明確にすることである。

そのためには、自然・社会条件が地帯により明確に区分される必要があるが、第1図にみられるように、人口密度や、65歳以上割合が、地帯区分において、明確に区分されている。

例えば人口密度は、特定市の2,800人/km²と過疎地域40人/km²では約70倍の差がある。さらに65歳以上人口の総人口に対する割合は過疎地域が32%と高く、最も低い特定市21%との差は10ポイントを超える。

自然条件についても同様で、林野率は特定市が37%と最も低く、過疎地域が78%と最も高い。ここで、過疎地域で林野が8割

第1図 地帯区分別にみた人口密度・林野率・65歳以上人口割合(2010年)



資料 総務省「国勢調査」、農林水産省「世界農林業センサス」から作成

近くを占めることは、中山間地域の条件不利地域が過疎地域と重なっていることを示唆する。

以上のように、総研の地帯区分を使うことで、自然・社会環境条件からみた都市部と農村部の違いを明確にすることが可能である。

(2) 地帯区分別にみた農協組織・事業

さて、上記、地帯区分を使って、農協の組織・事業の現状を確認したい。まず地帯区分別に農協の基礎的データの分布をみることにする。

対象農協とその管内市町村はJA全中ホームページ（13年5月末時点）掲載のもので、農協データは、日本金融通信社『日本金融名鑑』（2012年版）、日本農業新聞『農業協同組合名鑑』（2012年版）、農協ホームページ等により整理した。なお、JA全中ホームページ掲載の農協でも、データや管内行政区域の関係等で対象としなかった農協もある。さらに一部データについては補完、修正（一部は推定）を行った。また、農協管内としての記載がない市町村は除いている。

本稿では、個別農協のデータを分析検証するのが目的ではなく、あくまで、地帯区分別の差異を検証するのが目的であるため、そうした補正を行った。まず、対象となった都道府県711農協についてその概況をみることにしたい。

第1表は、地帯区分別に対象農協の店舗数、組合員数、貯金残高、貸出金残高の分布をみたものである。^(注2)

第1表 対象農協の概要(711農協, 2011年度)

構成地帯別 (%)		合 計						1 店舗当たり(地帯別実数)			
		農協数	店舗	正組合員	准組合員	貯金残高	貸出金残高	正組合員	准組合員	貯金残高	貸出金残高
		農協	100店	千人	千人	10億円	10億円	人	人	億円	億円
	全国(実数)	711	90	4,735	4,968	85,767	23,615	525	551	95	26
	特定市	15.6	22.6	16.2	26.6	35.5	36.7	377	647	149	42
	中核都市	16.7	26.8	26.2	28.0	22.7	24.9	512	576	81	24
	都市的農村	46.6	43.5	50.0	39.5	36.3	33.5	603	500	79	20
	農村	7.7	3.6	4.2	2.8	2.9	2.4	615	426	78	18
	過疎地域	13.4	3.5	3.5	3.1	2.6	2.5	524	497	70	19

資料 日本金融通信社『日本金融名鑑』(2012年版), 日本農業新聞『農業協同組合名鑑』(2012年版), 農協ホームページ等から作成

(注) 色網掛けは各項目で最も数字が大きい地帯。

同表をみると、地帯による分布は、貸出金残高を除けば、都市的農村が、最もウェイトが大きい。ただし、特定市と中核都市を合わせると、准組合員数、貯金残高、貸出金残高では過半を超えている。このように日本の農協は組合員数、店舗等の組織基盤や事業拠点は都市的農村に多く分布しているが、信用事業の事業量に関しては、特定市、中核都市を合わせた地帯のウェイトが大きい。

次に、1店舗当たりの計数をみると、正組合員数の数字は農村が最も大きい、それ以外の数字は特定市の農協で大きいことがわかる。先の人口密度の違いにみられるように、特定市のような都市部は経済活動が相対的に活発なため、このような差が生じているとみられる。

(注2) 複数の市区町村を管内とする農協では、農協管内市区町村の地帯区分のうち最も数字の小さい(=最も都市的な地帯区分)を適用している。そのため、管内に過疎地域の町村があっても、中核都市に区分される市が管内にあれば、その農協は中核都市となる。この結果、農協の地帯区分別計数は、先の市区町村別地帯区分に

比べ、都市的な地帯区分の計数が相対的に大きくなっていることに留意が必要である。

(3) 農協区域と管内の自然・社会環境との関係

次に、農協と自然・社会環境との関係を、農協管内市町村の重複を除き、1対1の関係になるように双方を組み替え、農協区域として比較してみたものが第2表である。農協区域とは、具体的には、例えばA農協とB農協がC市を重複して管内とするときは、A農協とB農協を合わせてD農協区域としたものであり、C市と1対1の対応をさせる、という作業を行った。

この組み換え作業の結果、先の711農協は、441に集約された(以下「441農協区域」という)。

まず、農協別でみたと同様に、上記のように定義した農協区域でも、人口密度は特定市で高く、過疎地域で低い。また、65歳以上割合は特定市で低く、農村・過疎地域で高い。一方、管内人口に占める農協の組合員比率をみると、特定市ほど低く、

第2表 農協区域別にみた人口・組合員数・面積等指標

	農協区域数	人口密度	割合65歳以上人口	農協組合員(11年)管内人口(10年)	1店舗(11年)当たり管内面積(10年)	1店舗(11年)当たり組合員(11年)	1正組合員(11年)当たり経営耕地面積(10年)			
		人/km ²	%	%	km ²	千人	北海道	都府県	ha	
全国	441	341	22.7	7.7	41	1.08	0.7	13.4	0.5	
地帯別	特定市	81	1,956	21.1	3.6	15	1.03	0.3	-	0.3
	中核都市	56	362	22.6	8.4	36	1.10	0.6	6.9	0.5
	都市的農村	210	154	25.5	14.2	50	1.09	0.9	26.6	0.7
	農村・過疎地域	94	38	26.2	21.4	125	1.02	1.5	12.8	0.7

資料 総務省「国勢調査」(2010年)、農林水産省「世界農林業センサス」(2010年)、ほかは第1表に同じ

(注) 1 441農協区域に対応する1,724市区町村の数字。

2 色網掛けは各項目で最も数字が大きい地帯。

農村・過疎地域ほど高い。とくに農村・過疎地域では20%を超えており、農協がとくに過疎地域等の条件不利地域で農業生産活動及び地域社会・経済活動での存在感が大きいことがうかがえる。

次に、1店舗当たりの管内面積をみると、地帯による大きな違いがあり、農村・過疎地域では、特定市の8倍以上の面積がある。しかしながら1店舗当たりの組合員数は、どの地帯区分でもほぼ1,000人前後で一定である。

このように地帯区別に農協組織をみると、過疎化・高齢化が進行してきた地帯ほど、農協の組織基盤が地域社会に占めるウェイトが大きい。そして、こうした人口動態の変化は、以下にみるように、今後、より激しくなるとみられている。

(注3) 先の農協の地帯区分と同様に、農協区域管内市町村のうち、最も都市的な地帯区分を、その農協区域の地帯区分とするために、711農協よりも、さらに特定市、中核都市に区分される農協のウェイトが高まっていることに留意されたい。また、前記の04年度の作業時に比べ、「平成

の大合併」により市町村が広域化し、同一市町村を複数農協が管内とするケースが大幅に増加した。そのため、農村及び過疎地域に区分される農協が大きく減少しており、ここでは両者を合算した農村・過疎地域の地帯区分を新たに設けた。

(4) 地帯区別にみた農協区域管内の今後の人口動態

第3表は、上記の441農協区域のうち福島県を除く426農協区域について、国立社会

第3表 農協区域別の将来推計人口(2010年, 除く福島)

(単位 万人, %)

	農協区域数	総人口予測(30年)	(30/10年)人口増減率予測	(30年)65歳以上人口割合	(30/10年)65歳以上人口増加率	
全国	426	11,349	△8.9	31.6	25.1	
地帯別	特定市	81	5,679	△4.8	29.4	32.5
	中核都市	53	3,214	△9.6	32.5	26.2
	都市的農村	202	2,308	△15.8	35.4	13.1
	農村・過疎地域	90	147	△25.0	41.0	△2.0

資料 国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』から作成

(注) 1 426農協区域に対応する1,665市区町村の数字。

2 色網掛けは各項目で最も数字が小さい地帯。

保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』の数字を組み替えて、管内の2010年から2030年にかけての将来人口増減率等を示したものである。

同表にみられるように、地帯区分別の人口減少率は、地帯別に大きな格差がみられ、とくに農村・過疎地域では、減少率が20%を超えると予測されている。

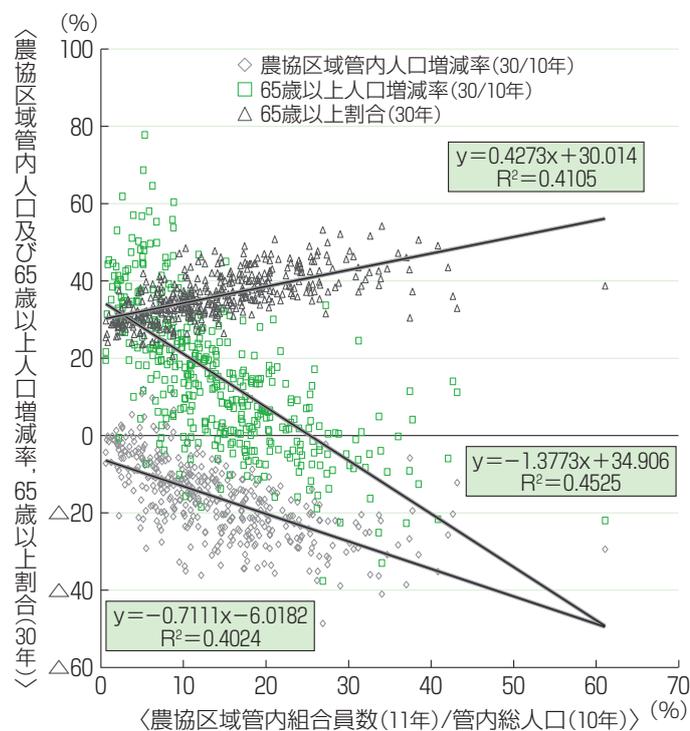
また、65歳以上人口割合も特定市以外は30%を超え、農村・過疎地域では41.0%と2.5人に1人以上が65歳以上になると予測されている。一方で、10年から30年にかけて65歳以上人口は、特定市でこそ30%を超える大きな増加となるものの、都市的農村では1割強の増加であり、農村・過疎地域では減少に転じる。

第2図のように管内人口に占める農協組合員を割合別にみても、その割合が高いほど、地域人口がより減少し、65歳以上人口の増加率は低く、かつ65歳以上人口割合の水準は高い傾向がみられている。

当然、人口の減少や高齢化は、地域の営農活動、農協の組織基盤、さらに地域の社会・経済活動に大きな影響をもたらすとみられる。

例えば、営農面への影響としては、集落構成員の減少による集落作業への影響や離農による耕作放棄地の拡大等が、また農協事業への影響としては、離農による営農・

第2図 管内人口に占める農協組合員割合と管内の将来の人口動態(426農協区域)



資料 第2,3表に同じ

販売購買事業への影響、人口減少による他事業への影響等が懸念される。さらに、人口減少が行政機能の維持を困難にし、生活インフラ等の脆弱化を招く可能性も考えられる。

2 地帯区別にみた日本の農業生産構造の特徴 —主に農地利用集積から—

以上、地帯区分からみた農協組織の現状と、今後予想される人口減少、高齢化の影響について、様々な指標をもとに検討を加えた。ここでは、さらに、農協組織が依拠する農業生産基盤について、主に農地の利用集積の観点から検討を加えるが、ここで

は農協単位の分析では余りに範囲が広すぎるため、市町村単位での分析を行う。

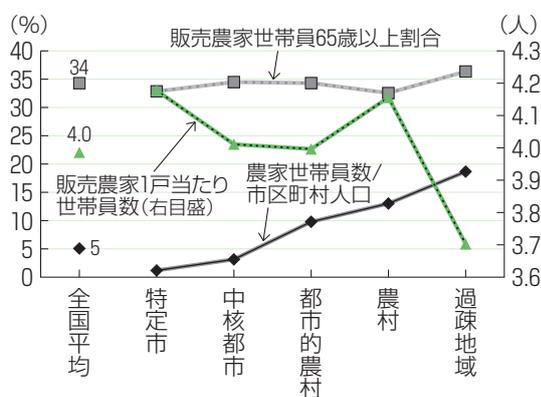
具体的には、「世界農林業センサス(2010)」における農家人口・経営耕地面積等の市町村別データを、総研地帯区分に合わせ再集計したものである。再集計にあたっては、センサスの1,778市区町村(区は東京23区)を、市町村合併を踏まえ、先の1,742市区町村に組み替えている。

(1) 地帯区分からみた農家世帯員の特徴

まず、管内人口に占める販売農家の農家世帯員数の割合をみると、全国平均5%に対し、都市的農村では10%、農村では13%、さらに過疎地域では19%にまで上昇し(第3図)、これらの地帯の中では農業のウェイトが大きいことがうかがえる。

また、65歳以上の農家世帯員が農家世帯員総数に占める割合は全ての地帯で30%を超え、総人口に占める65歳以上割合23%を大きく上回る。とくに過疎地域ではその割

第3図 販売農家の世帯員の対人口割合・1戸当たり世帯員数および65歳以上割合(2010年,地帯区分別)



資料 第2表に同じ

合が35%を超え最も高く、一般世帯に比べ農家世帯の高齢化が著しく進んでいることがよみとれる。販売農家1戸当たり世帯員数をみても、過疎地域で最も少なく、同地域で農家世帯員数の減少、高齢化が並行して進んでいることが示唆される。

(2) 農地に関する各種指標

次に第4、5表より、農地に関する各種指標をみていくが、農地に関しては、北海道と都府県の農業生産構造が大きく異なるため、両者を分けてみていく。使用した指標は、①1経営体当たり経営耕地面積、②農業就業者1人当たり経営耕地面積、③田植機1台当たり田面積、④耕作放棄地率、である。一般に平野部で、農外への転用圧力の低い地域ほど、農地の利用集積が容易であることから、1経営体当たりの経営耕地面積や、農業就業者1人当たり経営耕地面積、田植機1台当たり田面積は大きくなる。そして、経営耕地が有効に使えば、生産コストも低くなり、耕作放棄地も発生しにくいとみられる。一方、平野部でも農外への転用圧力の高い地域や中山間地域の場合には、農地の利用集積が難しく、規模拡大が進まないため耕作放棄となりやすい。

まず、北海道についてである(第4表)、1経営体当たり経営耕地面積をみると、北海道では平均で20haを超え、都府県の15倍近い大規模経営が成立している。田植機1台当たりの田面積も11~16haで、都府県の6~8倍である。耕作放棄地率をみても、北海道は1.5%に過ぎず、これは都府県の約

8分の1である。とくに農村では1%と非常に低い。

このような北海道と都府県での農地の利用集積の差は、自然条件の違いに加え、兼業就農が難しい北海道では専業で農業経営

を維持できる面積が必要なこと等が影響しているとみられる。逆にいえば、それだけ都府県での専業での土地利用型農業等の展開が難しいことがよみとれる。

次に、都府県について上記の農地等関連指標の一部を比較したものが、第5表である。

第4表 地帯区別にみた農地等関連指標(2010年, 北海道)

地帯別		1経営体当たり 経営耕地面積 ha	農業就業者人口1人 当たり経営耕地面積 ha/人	田植機 1台当たり 田面積 ha	耕作放棄地率 %	人口密度 人/km ²	対都府県(倍)				
							1経営体当たり 経営耕地面積	農業就業者人口1人 当たり経営耕地面積	田植機 1台当たり 田面積	耕作放棄地率	人口密度
							ha	ha/人	ha	%	人/km ²
平均		22.9	9.6	14.4	1.5	70	14.6	9.4	8.4	0.1	0.2
特定市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核都市	7.3	3.7	11.3	7.1	997	4.9	3.9	6.4	0.5	1.2	
都市的農村	19.6	8.0	14.1	1.8	169	12.2	7.5	7.3	0.2	0.7	
農村	27.2	10.5	15.9	1.0	39	15.2	8.9	7.6	0.1	0.2	
過疎地域	24.1	10.3	14.5	1.3	17	14.6	9.2	8.1	0.1	0.3	

資料 第2表と同じ

(注) 色網掛けは各項目で最も大きい地帯。

同表にみられるように、都府県を地域別にみても農業生産構造は大きく異なる。1経営体当たり経営耕地面積は、最も大きい東北の過疎地域と、最も小さい近畿の中核都市では約3倍の開きがあり、耕作放棄地率は、最も高い東海の過疎地域と最も低い北陸の中核都市では約6倍の開きがある。田植機1台当たりの田面積も、最も大きい北陸の中核都市と、最も小さい近畿の過疎地域では約4倍の開きがある。

第5表 地帯区分・地域別にみた農地等関連指標(2010年, 都府県)

(単位 ha, %)

	平均	都府県								
		東北	東関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	沖九	縄州
1経営体 当たり 経営耕地 面積	1.6	2.3	1.5	2.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.6	
特定市	1.1	-	1.3	-	1.1	0.8	-	-	-	
中核都市	1.5	1.6	1.3	2.4	1.2	0.8	1.0	0.9	1.6	
都市的農村	1.6	2.3	1.6	2.1	1.2	1.2	1.1	1.0	1.6	
農村	1.8	2.5	1.7	2.2	1.2	1.2	1.2	1.0	1.6	
過疎地域	1.6	2.5	1.3	1.5	0.9	0.9	1.1	0.9	1.7	
田植機 1台当たり 田面積	1.7	2.8	1.6	2.8	1.4	1.2	1.3	1.0	1.7	
特定市	1.3	-	1.4	-	1.6	0.9	-	-	-	
中核都市	1.8	1.8	1.4	3.1	1.2	0.9	1.3	0.9	2.0	
都市的農村	1.9	3.0	1.7	2.9	1.3	1.5	1.3	1.1	1.6	
農村	2.1	2.9	1.7	2.9	1.6	1.3	1.4	1.1	2.1	
過疎地域	1.8	2.7	1.0	1.8	1.2	0.8	1.5	1.0	1.8	
耕作放棄 地率	12.8	9.6	15.9	6.6	15.4	11.0	19.5	19.9	12.8	
特定市	15.1	-	14.9	-	16.1	13.9	-	-	-	
中核都市	13.2	14.8	16.9	5.2	11.3	14.0	20.4	16.6	13.8	
都市的農村	12.1	8.3	14.8	5.9	14.8	8.3	20.1	18.9	14.1	
農村	11.4	9.3	14.6	6.2	12.8	9.4	21.1	15.2	11.6	
過疎地域	14.9	11.2	28.1	19.0	32.0	22.9	16.7	25.2	10.2	

資料 農林水産省「世界農業センサス」(2010)から作成

(注) 色網掛けは、経営耕地面積・田面積は最も小さい地帯、耕作放棄地率は最も大きい地帯。

同表では、1経営体当たり経営耕地面積と田植機1台当たり田面積は数字が最も小さい地帯に、耕作放棄地率は数字が最も大きい地帯に、色網掛けをしているが、色網掛けがあるのは、特定市、中核都市と過疎地域が多く、都市的農村、農村はほとんどない。このように地帯別にみると、都府県では、特定市、中核都市と、過疎地域で農地の利用集積が進みにくいことがうか

がえる。

このうち過疎地域については、先の林野率（前掲第1図）の高さにみられるように、中山間地域が多く、ほ場条件がもともと不利なことが影響している。例えば、1経営体当たりの面積が1haを切る東海、近畿、四国の過疎地域では、ここでは記載していないが林野率が80%台後半と高い。一方、特定市、中核都市の林野率は低いが、人口密度の高さにみられるように農外利用との競合が農地の利用集積を困難にしているとみられる。

以上、地域・地帯別に日本の農地の利用集積にかかる農業生産構造をみてきたがこれまでの結果から、おおよそ以下のような点が指摘できる。

①日本の農業生産構造は北海道と都府県で大きく異なり、その格差はとくに、農村、過疎地域で大きい。②都府県では、農地の利用集積が特定市、中核都市、過疎地域で難しい傾向がみられる。

このように、日本の自然・社会環境や農業生産構造は、地帯による違いが非常に大きい。とくに、条件不利地域と重なる過疎地域においては、今後、人口減少と高齢化が進展するなかで、地域の社会・経済活動をいかに維持するののかという難しい取り組みが求められる。最後に、その点について農業の果たす役割を、過疎地域のデータを元に考えてみたい。

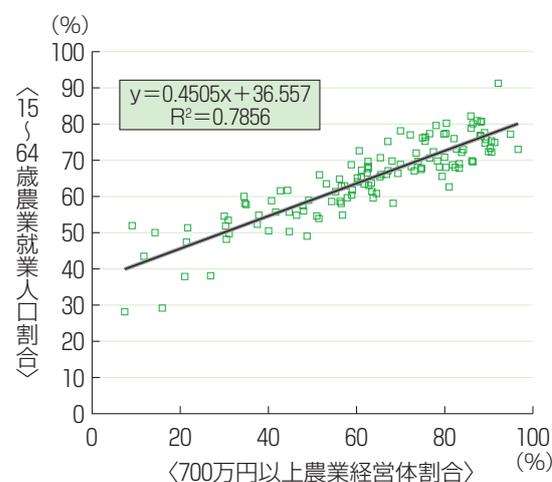
(3) 地域社会・経済活性化と農業

過疎地域を中心に、農業の占めるウェ

イトが大きい地域において、地域の社会・経済活動を縮小させないためには、地域農業の活性化が有効な手段の一つと考えられる。地域農業が活性化し、一定の所得確保ができれば後継者も確保され、農業者の世帯も継続していくことになる。そして、こうした地帯では地域農業の地域社会・経済に占めるウェイトが大きいと、その波及効果も大きい。

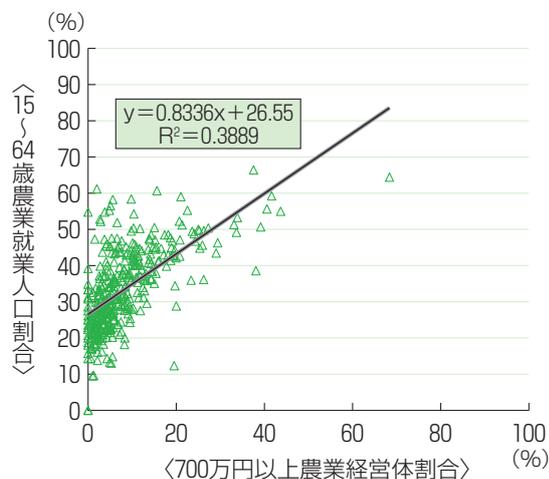
ここで第4、5図は地帯区分で過疎地域に区分される市町村別に、全国の農業経営体の約1割を占める農産物販売収入700万円以上の農業経営体割合と、15～64歳以下農業就業者割合をみたものである。もともと専業傾向が強い北海道は当然だが、都府県でも700万円以上の農業経営体割合が高いほど、15～64歳の農業就業者割合は高まり、農業収入で一定の世帯収入が確保できれば現役世代の農業就業者が増加する関係

第4図 過疎地域における700万円以上農業経営体割合と生産年齢農業就業人口割合の関係 (2010年、北海道の過疎地域125市町村)



資料 農林水産省「2010年世界農林業センサス」、国立社会保障人口問題研究所「地域別将来推計人口」から作成

第5図 過疎地域における700万円以上農業経営体割合と生産年齢農業就業人口割合の関係
(2010年, 都府県の過疎地域394市町村
(福島県以外))



資料 第4図に同じ

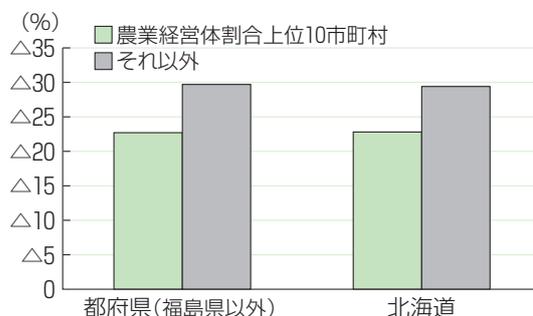
がみられている。

なお農産物販売金額700万円以上農業経営体割合の上位にきている市町村には、都府県では気象条件等を生かした露地野菜、施設野菜や茶、果実などで一定のブランドを確立している市町村が多い。例えば、高原キャベツで有名な群馬県の嬭恋村、宇治茶の産地である京都府の和束町、施設園芸によるナスの一大産地である高知県の安芸市などである。

このような農業経営体が増加すれば、当然、地域社会の維持にも資することになる。第6図は、過疎地域において、先の700万円以上農産物販売収入農業経営体割合の上位10市町村とそれ以外で、地域人口の将来予測を比較したものであるが上位10市町村の方が将来人口の減少率が小さい傾向がみられる。

このことは、管内の農業生産基盤を維持し農家が農家として存続できるような環境

第6図 過疎地域の700万円以上農業経営体割合上位10市町村とそれ以外の市町村の人口の将来減少率(2030/2010年)



資料 第4図に同じ

づくりに農協が尽力していくことが、農業のウェイトの高い地域では地域の活性化そのものにつながり、農協組織及び事業の維持発展に関しても重要であることを示唆していよう。

ただし、営農活動等を中心にした地域社会・経済活動の活性化の取組みが、人口減少や高齢化の進展に追いつくとは限らず、とくに都府県の島しょ部や離島、半島部等ではその傾向が強いとみられる。このような地域で営農活動を含む地域社会・経済活動を維持する上では、最低限の生活インフラをいかに維持するかが課題となるが、公的な支援を含めJAグループを含む各種団体、NPO、行政等が連携し支援していく必要もあろう。

おわりに

今回の地帯区分別分析からは、地帯により、農地の利用集積等の条件が大きく異なることがよみとれた。ただし、農業生産で重要なウェイトを占める都市的農村、農村

といった農地の利用集積が相対的に有利な地帯でも、今後は、農家だけでなく、地域全体の人口減少と高齢化が進むことになる。集落単位での共同作業など地域全体で農業生産基盤を保全・維持する取組みが今後は難しくなることも予想される。そのため、こうした地域社会の変化も見据えた上で、農地の受け皿や共同作業の継続のための仕組みづくりを、農協や行政、農業関連団体が中心となって進める必要があろう。

また、過疎地域を中心に、地域の人口減少や高齢化が今後激しく進行すると予想される地域ほど、農協が地域の農業インフラだけでなく、生活インフラ等で大きな機能・役割を果たしていることが明らかとなった。

営農活動の活性化が地域活性化の有力な手段の一つであるこれら地域で、農協が主

体的に地域農業活性化の取組みを進めることが最優先の課題であることは間違いない。ただし、人口動態の大きな変化に農協が単独で対応することは難しいケースも多いとみられ、地域経済・社会の維持に向けて、関連諸団体・諸機関が連携して取組みを行っていく必要がある。人口減少、高齢化の加速化という地域社会の変化に対抗し、地域農業の活性化と地域社会・経済の活性化の好循環をいかに構築していけるかが問われていると考えられる。

<参考文献>

- ・内田多喜生（2006）「地域の社会・経済環境と農協の収支・財務構造」『農林金融』11月号
- ・内田多喜生（2009）「品目別にみた農業生産の推移と農協・地域への影響」『農林金融』11月号

（うちだ たきお）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2012

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2012年12月



村上進通 著

『きびのくに吉備国「農」の風景
—生命産業・人間産業讃歌—』

グローバル化と市場経済の流れが強まるなか、地域の疲弊を嘆く声が強まっている。全国の農協・漁協・森組は地域の維持・活性化に向けて日々地道な努力を続けているが、若い世代の流出による過疎化がなかなか止まらないのが実情だ。こうした流れに歯止めをかけ、人々と地域の絆をもう一度結び直すためには、経済面の施策ばかりではなく、地域の自然・文化・歴史を人々に改めて知らしめ「かけがえのないふるさと」として認識してもらうことが必要ではないだろうか。

そんなことを考えていた時に、本書に出会った。本書は、著者の村上進通氏が故郷の岡山県内を1年かけてくまなく歩き、現場取材して作り上げたもので、岡山県の美しい自然に彩られた農村、農と結びついた地域の祭り、県内各地の農産物、そして農作業の現場から直売所に至るまで、一つ一つの対象が多数の写真をもとに丁寧に解説されている。さらに、「『農』の先達の風景」として岡山県の農地開拓や農業教育に尽力した方々の事績や、「野の祈りの風景～『農』のこころ」として農の現場にいまお残る自然への畏敬の念や人々の日常の営みにも温かな目が向けられている。



〈表紙〉

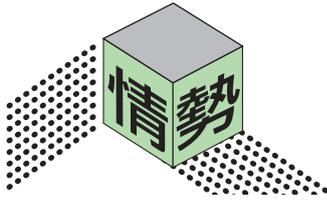
本書を読んで感じるのは、著者のふるさと岡山県への限りない愛情である。これが読み手（たとえば、岡山県出身で都市部で生活する人々）の心に伝わることにより、出身地が「かけがえのないふるさと」として再認識され、冒頭で述べた人々と地域を結び直す絆への大きな一助になるのではないかと思われた。

また、本書に盛り込まれた「『農』のこころ」のテーマは、県域を越えて農業の持つ普遍的な価値を示すものと読み取ることができる。このような良質な書物が生まれた背景には、「農業は生命産業・人間産業」と語る著者の農業への熱い思いがあるからこそと感じられた。岡山県ゆかりの方々に限らず、広く一読をお勧めしたい。

—山陽新聞社 2013年6月

定価1,000円（税別） 230頁—

（常務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）



ゆうちょ銀行の動向と競合関係 ——郵政民営化法等改正と貯金動向を中心に——

理事研究員 渡部喜智

はじめに

小泉政権下で成立した旧「郵政民営化法（以下「民営化法」という）」等に基づき、日本郵政（株）グループ（以下「郵政グループ」という）の民営化が2007年10月に実施された。それから6年が経とうとしている。

しかし、12年4月の民営化法等改正により、郵政グループへの政府の関与は存続する方向へ転換したとうかがわれる。

一方、郵政グループの行う金融事業の個人金融と財政（国債による資金調達）への影響力は依然巨大である。たとえば、(株)ゆうちょ銀行の貯金残高は、家計の預貯金残高の22%に相当する。政府債務（＝国債＋短期国債－日銀の同保有分）に占める(株)ゆうちょ銀行と(株)かんぽ生命の保有割合は26%である（いずれも12年度末）。

政府の関与が継続するもとの、郵政グループの金融事業は巨大性を維持しており、将来の再膨張など変動リスクやその影響が想定されるにもかかわらず、そのあるべき姿についての議論は後退している。

本稿では、民営化法等改正を概観したうえで、ゆうちょ銀行の動向を貯金を中心に検証しながら、今後の変動リスクなどを考える。

1 郵政民営化法等の改正

まず、12年4月に成立した民営化法等改正に至る過程とその変更点について述べる。

政権交代（09年9月）後、民主党、国民新党等の連立政権による「郵政改革法案」等の国会提出が10年4月に行われた。^(注1)その後、国会での2年に及ぶ民営化見直しの論議を経て、12年3月末に与党（当時）の民主党と野党（当時）の自由民主党、公明党の三党郵政民営化法等の改正議員提案の形による民営化法等の改正法案が提出された。同改正法案は同年4月27日に成立し、10月1日に組織再編等が実施され完全施行された。^(注2)

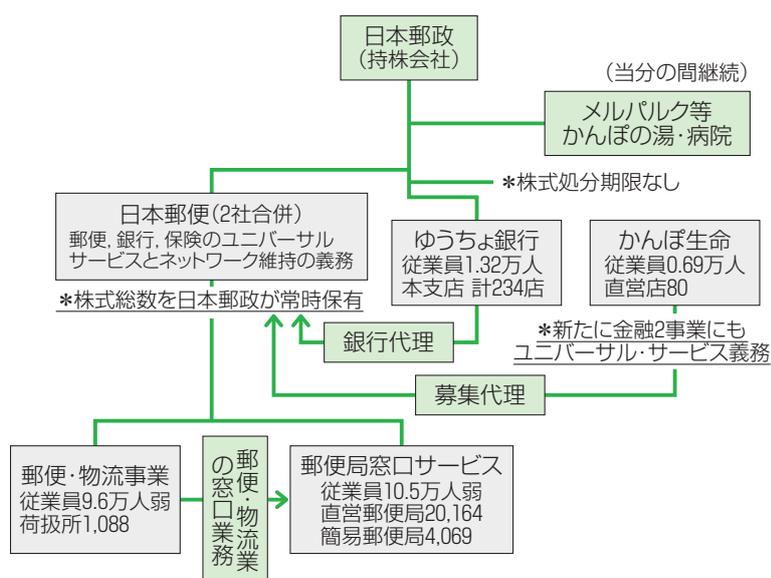
民営化法等改正では、郵政改革法案に盛り込まれていた、①ゆうちょ銀行の貯金預入とかんぽ生命の保険加入（以下両社を「金融2社」という）の各限度額の引上げ（所定政令の改正）と、②持株会社の日本郵政による金融2社の株式（議決権）の3分の1超保有を継続させる事項は排除された。これらの事項は、政府の関与継続のもと、金融2社の業容拡大を後押しするという点で、政策の整合性が説明しがたいものであり、当然の協議結果と言えよう。

しかし、民営化法等改正が、郵政グループの事業や経営に公的な性格・役割をより課しつつ、政府の関与の長期存続が想定されるようなスキームとなっていることは問題である。

第1図は、民営化法等改正を受けた郵政グループの組織・体制とその改正ポイントを図示したものである。以下では問題と考えられる改正の4つのポイントを見ていく。

①郵便局(株)が存続会社となり郵便事業(株)と合併し、日本郵便(株)へ再編
：これにより、郵便局での郵便と金融(銀行・保険)の一体的サービス提供体制の再構築をはかるとともに、組織の効率化を目指すとする。反面で、信書等需要縮小が続く郵便事業の収益性について見えにくくなった面は否めない。

第1図 郵政民営化法改正後の日本郵政グループ



資料 日本郵政HP資料から作成
(注) 各社状況は13年3月期発表データ。

②郵便業務に加え、銀行と保険の金融窓口サービスも全国^{あまね}遍く提供する「ユニバーサル・サービス」の義務を法的に明定

：これにより、郵便局ネットワークの組織維持の根拠付けは強化された。ただし、地方・地域へいかなる金融サービスを提供していくかは議論されるべき問題として残る。

なお、旧民営化法において金融窓口業務のユニバーサル・サービスを実質的に担保するため、金融2社の株式処分の利益と日本郵政の利益の一部積立てにより造成され、その運用益の交付を行うとしていた「社会・地域貢献基金」は廃止された。

③日本郵政が保有する金融2社の株式を16年9月までに全部処分するとの期限を定めた義務規定は、早期処分を「目指す」という努力義務的な文言へ後退

：政府が日本郵政の株式を3分の1超の保有を継続する規定は同じ。しかし、前述②の銀行・保険の窓口サービスのユニバーサル・サービス化の明定を踏まえれば、日本郵政による金融2社の株式保有を通じた政府の関与も、長期的に残る可能性が想定されるのではないかと。

④金融2社の新規業務規制を、郵政民営化委員会の同意に基づく所管大臣の認可制から、政府保有株式の50%超売

却の時点で届出制へ緩和

：民間金融機関側等は、金融2社の完全民営化の期限が明示されなくなったにもかかわらず、政府の関与が存続する状態で新規業務参入を郵政グループの経営判断に基づく届出制とすることへ反対を表明した。この法規定にかかわらず、国会と政府には引き続き、金融2社の新規参入が及ぼす競争激化等の弊害や新規業務参入の費用対効果・^(注3)有効性を注視していく姿勢が求められる。

(注1) これに先立ち政権交代後の鳩山内閣が173回国会（臨時会）に提出した「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」が09年12月1日成立し、郵政グループの株式処分は凍結された。

(注2) 174回国会の10年4月30日に、鳩山内閣から郵政改革関連3法案が提出され、衆議院で5月30日可決されたが、参議院では審議未了で廃案。その後176回国会の10年10月13日に再提出されたが、第180回国会まで継続審査となっていた。しかし、同国会の12年3月30日に三党協議の合意を踏まえ、野田内閣は同法案の提案を撤回し、議員提案による郵政民営化法等の改正法案提出という決着をみた。

各党内にも様々な考えがあったなか、郵政民営化の見直し論議が決着した背景には、東日本大震災の復興財源確保法（11年11月30日成立）の附則14条に日本郵政グループの株式早期処分が定められたことに伴い、その株式処分（上場）の準備に入るためにも経営体制を明確化し組織を固めることが必要だったことがあげられる。

詳しくは、橋本賢治（2012）を参照。

(注3) 郵政民営化委員会委員長への就任にあたり西室泰三氏（13年6月に日本郵政社長就任）は新規業務審議への積極姿勢を開陳していたが、12年9月19日決定の「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」では、住宅ローンなど他金融機関との提携による業務の取扱実績があるなど3つの条件にあてはまる新規業務の審議を行うことを示した。

同委員会では前述所見に沿って審議が進み、12年12月に住宅ローンなど個人貸付、損害保険募集、法人向け貸付の三分野の新規業務申請に同意することを決定したが、13年6月末時点で大臣認可はなされていない。

2 ゆうちょ銀行、2年連続の貯金増加

次に、郵政グループの収益基盤を担うゆうちょ銀行の貯金動向とその内容等を検討^(注4)する。

同行の貯金残高は、2000年度から11年連続で減少したが、11年度末に12年ぶりに増加に転じた。そして、12年度も伸び率（0.3%）は小さいが、2年連続の増加となった。また、四半期ベースでは、11年度第3四半期（11年10～12月期）以降、12年度第4四半期（13年1～3月期）まで6四半期連続の増加となっている。

第1表は、ゆうちょ銀行の民営化後の定期性と流動性に分けた貯金残高の推移である。

流動性預金では、当座預金に相当する振替貯金が順伸をたどっている。その利用実態は公表されていないが、法人等の決済用利用が多いと言われてきた。なお、振替貯金は1,000万円の預入限度額の対象外であり、預入限度を超過した場合に振替貯金へ預け入れられることから、それに伴う積み上がりも小さくないのではないかと考えられる。

一方、定期性預金が全体貯金に占める比率は、民営化後は65%以上で推移し、その残高は2年連続の増加となった。そのなかで全貯金の5割以上を占める主力商品である定額貯金は、3年連続の増加となった。

このように定額貯金が底固く推移してい

る背景として、後述する定額貯金の商品性と現状の金利が他民間金融機関との対抗力を十分に持つ状況にあることのほか、大量満期到来期が経過し流出圧力が後退していることがあげられるだろう。

すなわち、定額貯金へは80年代末から90年代初めにかけての時期に、高金利と預入限度額引上げに伴い、大量の資金流入があった。それから20年を経て、最長10年預入可能な定額貯金が2000年ごろに続く2回目にあたる大量満期到来期を通過して、流出圧力は後退していると推測される（以上、渡部（2013））。

以上のゆうちょ銀行の貯金動向を、主力商品である定額貯金の金利等商品競争力と、地域（都道府県）別という観点から考える。

（注4）渡部喜智（2013）参照。

なお、ゆうちょ銀行は銀行法の規制・監督を受けており、その点から預金というべきだが、同行公表資料の多くが「貯金」と称していることを踏まえ、本稿でも「貯金」という。

3 定額貯金の商品競争力

ゆうちょ銀行の定額貯金には、①預入単位が1,000円以上であり、②半年以上の預入期間で払戻し自由（解約可能）である。また、③半年複利で付利され、かつ④最長10年の預入が可能、という商品の特徴がある。

以上の①～④の商品性は、それらが相まって強みとなる。①は小口資金の集まりやすさとなり、②により金利上昇期には最低6か月間で払戻し・再預け入れを行うことで金利上昇メリットが順次受けられる。③は通常の定期預貯金が年単利であることに比べ、半年複利であることで年利の表面金利が同じならば、それより多くの受取利息が得られる。さらに、④の最長10年間預入可能なことにより、高金利であればあるほど、そのメリットが長期にわたって生じる。

第2図は、日銀調べの13年5月末現在のゆうちょ銀行の定額貯金と国内銀行の定期貯金の預入期間別の金利である。

ゆうちょ銀行の定額貯金の年利は預入から3年未満までが0.035%、3年以上で年利が0.040%である。ただし、半年複利で付利されるので、その分の受取利息は多くなる。

これを、国内銀行の預入期間別定期預金の平均金利と比べると、預入期間4年までは定額貯金の金利が若干上回るか、ほとんど同じ水準である。個別金融機関のキャンペーンによる預貯金金利の優遇

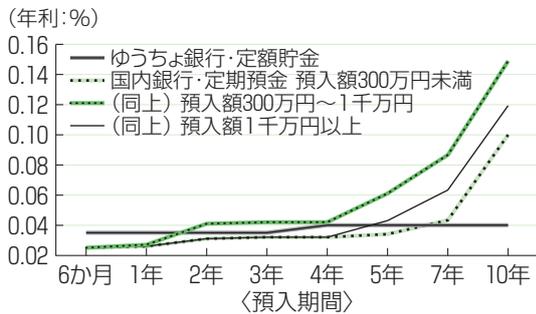
第1表 ゆうちょ銀行の商品別貯金残高の推移

（単位 兆円，%）

	08年 3月末	09.3	10.3	11.3	12.3	13.3
流動性預金	63.6	59.7	57.1	59.8	60.2	60.0
振替貯金	7.5	7.3	7.6	8.7	9.5	10.2
通常貯金等	55.6	51.9	49.1	50.7	50.3	49.4
貯蓄貯金	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
定期性預金 （全貯金に占める割合）	117.7 64.8	117.5 66.2	118.4 67.3	114.5 65.6	115.2 65.6	115.9 65.8
定期貯金等	11.2	18.7	27.5	22.0	18.4	18.8
定額貯金等	106.5	98.7	90.9	92.5	96.8	97.1
（全貯金に占める割合）	58.6	55.6	51.7	53.0	55.1	55.1
その他の預金	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
合計	181.7	177.5	175.8	174.7	175.6	176.1

資料 ゆうちょ銀行財務データから作成

第2図 定額貯金と銀行定期貯金の預入期間別金利(2013年5月末現在)



資料 日銀・時系列データから作成

(上乘せ) が散見されるとしても、中期ゾーンまでは平均的には定額貯金と国内銀行の預金の金利競合関係は拮抗する状況にあると言えよう。

預入期間5年以降になると、国内銀行の預入額1,000万円以上の定期預金の平均金利が、また預入期間7年以上では国内銀行の預入額300万円以上の定期預金の平均金利の方も、定額貯金の金利より高くなる。

ただし、これによってかなり大きな資金の運用を長期固定化するデメリットが生じる。また、現状の超低位の預貯金金利のもとでは、多少の受取利息を犠牲にしても、流動性を優先する預金運用の選好される場合が多いと考えられる。一方、定額貯金については、前述の3の①、②は強い商品性である。少額から預入可能でかつ一定期間(6か月)で流動性が確保できるという、そのメリットの訴求力は大きい。

以上のように、ゆうちょ銀行と他民間金融機関の預貯金の調達における金利競合は弱い状態にある。しかし、将来にわたって、預貯金の金利競合関係が安定的である保証はない。ましてや、ゆうちょ銀行には「政

府による暗黙の保証」の誤認・誤解が解消されていない。金利が変動した場合における預貯金調達の競合激化を視野においておくべきだろう。

その変動要因として、13年4月以降強化された日銀のデフレ脱却策に注目する必要がある。デフレ脱却策が、中長期的に物価と金利、および成長(資金需要)にどの程度の持続的な影響・帰結をもたらすかは、不透明であるが、物価上昇とともに、(政策)金利も引き上げられれば、定額貯金の最長10年間にわたり半年複利という商品性がその資金調達の競争力を高め、資金流入が生じる可能性も想定される。

その参考として、過去における定額貯金の運用収益性を振りかえる。第3図は、定額貯金を最長10年間の満期まで預入した場合の受取利息の累積収益率、およびその受取利息の累積収益率から消費者物価の10年間の累積変化率を差し引いた、いわゆる実質収益率を示したものである。

デフレ突入以前の90年代半ばまでは、定

第3図 定額貯金の運用収益性 (10年預入した満期到来したと仮定した場合における試算)



資料 ゆうちょ銀行・日本郵政公社、日経Needs(総務省「消費者物価」)のデータから作成

額貯金の金利が高く、かつ半年複利で10年間にわたり固定運用されることから、消費者物価上昇による減失分を差し引いても大きな運用収益が得られたことがわかる。仮に将来的に金利が上昇に転じたときに、このような貯金者に残る言わば「記憶」が再生され、定額貯金へのシフト行動が生じる可能性がある。

そのような観点からも、今後のデフレ脱却と金融政策の動向には注意が必要である。

4 地域（都道府県）別の貯金動向

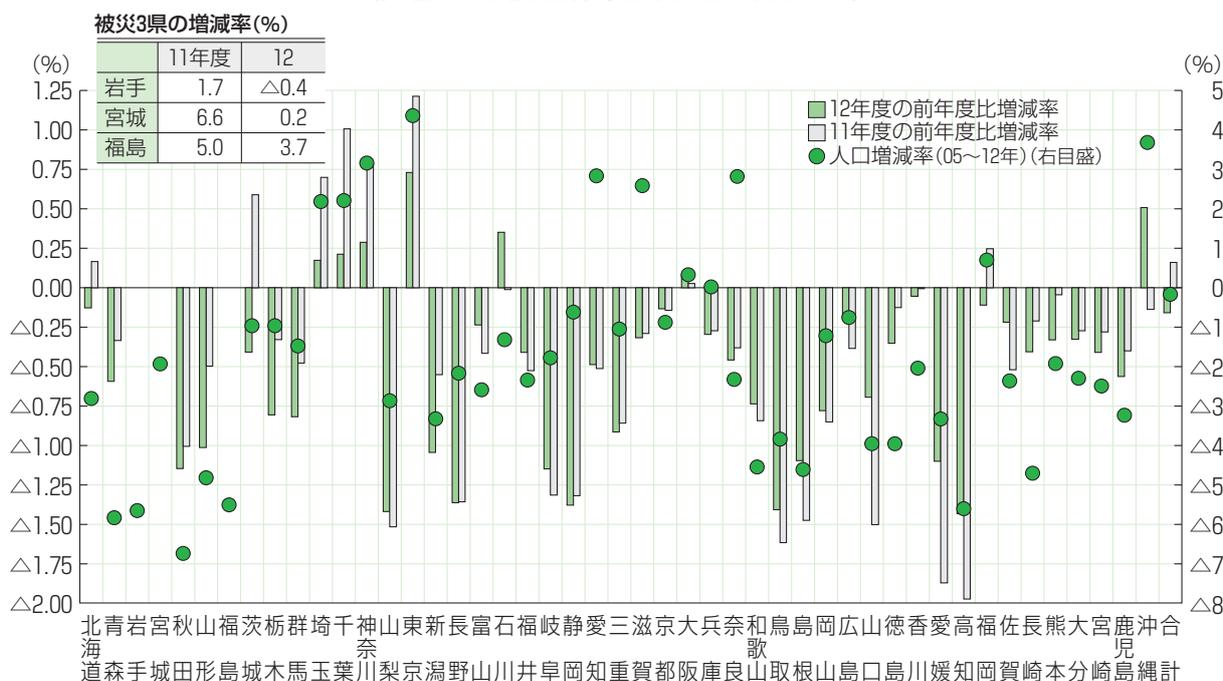
第4図は、ゆうちょ銀行が公表している都道府県別の貯金残高の11、12年度の前年比増減率と、人口増減率（05～12年）を示

したものである。なお、同残高は全体から振替貯金とその他貯金を除いたもので、前述の貯金全体とは異なり、11年度は前年比増加だったが、12年度は0.2%の減少となっている。

首都圏4都県（埼玉、千葉、神奈川、東京）が2年連続の増加であり、堅調ぶりが目立つ。その他の大都市圏では、大阪も小幅ながら2年連続の増加である。大都市圏での貯金調達の伸びが、下支えしている構図がうかがわれる。

これを、都道府県別の人口増減率とゆうちょ銀行の貯金残高という観点からみると、両者の相関関係がかなり強いことが観察される。東日本大震災の被災や原発損害の影響が大きかった岩手、宮城、福島を除く44都道府県の貯金残高の10～12年度の増減率

第4図 ゆうちょ銀行貯金の都道府県別増減率



資料 ゆうちょ銀行財務データから作成
 (注) 振替貯金(当座預金:12年度末10.21兆円)とその他貯金(0.25兆円)は除外されている。

と5～12年の人口累計増減率の相関係数は0.645***であり、統計的に人口減少率の大きい県域ほど、貯金残高の減少率が大きい^(注5)ということを示す。

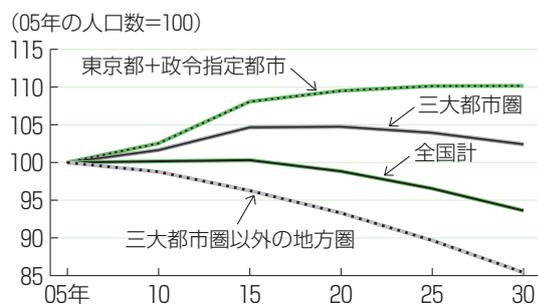
同様に岩手、宮城、福島を除く44都道府県の貯金残高の10～12年度の増減率と、高齢化率（10年国勢調査における65歳以上人口÷総人口）の相関係数は、-0.650***である。これは高齢化の進んでいる県域ほど、貯金残高の減少率が大きいことを意味している。

以上から、過去2年度において貯金底打ち感もうかがえるゆうちょ銀行においても、人口減少と高齢化が進行する地方圏での貯金調達のあり方は、課題であることがわかる。

第5図は、社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口」に基づく三大都市圏、東京都+政令指定都市、および三大都市圏以外の地方圏の人口の推計である。

当該人口推計は基本的に地域間移動率などこれまでの傾向を参考・延長させたものであることに留意する必要があるが、三大

第5図 地域圏別の人口変化(2005年=100)



資料 社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(13年3月推計)」から作成
 (注) 三大都市圏=埼玉、東京、千葉、神奈川、愛知、三重、岐阜、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良の都府県。

都市圏や政令指定都市のような大都市では他地域からの人口流入もあり、人口規模の縮小自体は基本的に免れると予想されている。

これに対し、大都市以外の地方地域では高齢化とともに人口減少が加速し、05年の人口を100とすれば20年は93.5、30年には85の水準へと落ち込む。以上のような人口減少に示される営業基盤の縮減が予想される地方地域の地域金融機関において、いかに収益基盤の再構築をはかっていくか、あるいは効率性と金融サービス水準の維持を両立させていくかは、難しい課題である。

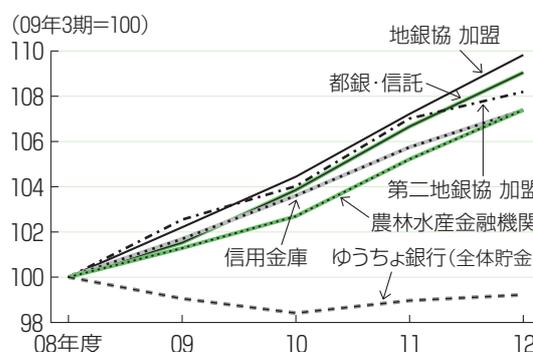
(注5) ***は1%水準で統計的に有意である(ゼロではない)ことを示す。

おわりに

第6図は、郵政 privatization 後の08年度末(09年3月末)を100とする金融業態別の個人預貯金の推移である。

民間金融機関の預貯金は、リーマン・ショックや東日本大震災など困難な経済状況

第6図 業態別の個人預貯金の動向



資料 銀行決算資料、日銀「預金者別預金」「資金循環統計」から作成
 (注) ゆうちょ銀行については法人貯金も含む全体貯金。

のもとでも、激しい調達競争を行いながらも各業態ともに順調な伸びをしてきたように見える。そして、現時点では、ゆうちょ銀行の貯金残高が安定化する一方、他民間金融機関の預貯金調達は年間2%前後の一定ペースの増加を維持している。

しかし、このような業態間の並走が、いつまで持続するかについては慎重にみるべきではなかろうか。

金融機関の資金調達における競合激化リスクの一つが、ゆうちょ銀行の存在である。たとえば、金利が上昇へと転じたときには、貯金者の過去の記憶に基づく定額貯金へのシフトもあり得る。政府の関与が存続するなかで、正常な競争条件は確保されておらず、ゆうちょ銀行には定額貯金の商品性な

どに基づく再膨張リスクが内在する。それに伴う個人金融やマクロ的な資金循環の波乱もありえないとは言えないだろう。

ゆうちょ銀行など郵政グループの金融事業をいかなる形で、日本における金融・財政、特に個人が利用する地域金融の中に位置付けていくのか。その方向性やあるべき姿については、その共存と活用を含め、今後も論議されるべき問題と思われる。

<参考文献>

- ・橋本賢治 (2012) 「郵政民営化等改正法の成立」 参議院事務局『立法と調査』No.332 (12年9月)
- ・渡部喜智 (2013) 「JAとゆうちょ銀行 (郵便局) の競合分析」 農林中金総合研究所ホームページ

(わたなべ のぶとも)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(56)
9. 金融機関別預貯金残高	(57)
10. 金融機関別貸出金残高	(58)

〈特別掲載 (2013年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(59)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(60)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(61)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(62)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2008. 5	39,523,265	4,900,143	15,976,560	893,679	38,169,637	9,015,159	12,321,493	60,399,968
2009. 5	37,610,850	5,316,583	23,849,286	3,607,251	45,111,723	8,910,900	9,146,845	66,776,719
2010. 5	39,511,639	5,601,422	22,264,619	1,275,136	44,086,413	12,737,175	9,278,956	67,377,680
2011. 5	41,220,697	5,356,776	21,104,982	3,002,372	42,738,946	13,297,434	8,643,703	67,682,455
2012. 5	43,003,367	5,036,356	21,048,742	339,895	45,824,855	15,165,418	7,758,297	69,088,465
2012. 12	44,963,854	4,745,776	26,824,847	2,649,893	48,743,821	16,283,691	8,857,072	76,534,477
2013. 1	45,711,285	4,705,493	28,210,135	2,987,588	49,846,043	16,301,876	9,491,406	78,626,913
2	46,423,333	4,655,033	27,395,704	3,622,432	49,147,311	15,768,775	9,935,552	78,474,070
3	47,195,661	4,619,200	27,134,631	3,124,882	50,070,058	15,672,157	10,082,395	78,949,492
4	47,994,678	4,565,376	26,557,250	4,682,782	49,503,561	16,310,383	8,620,578	79,117,304
5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	39,124,621	-	477,091	82	178,368	-	39,780,162
水産団体	1,334,444	-	98,903	3	10,800	-	1,444,149
森林団体	1,613	9	4,584	1	105	-	6,312
その他会員	2,714	-	1,739	-	-	-	4,453
会員計	40,463,391	9	582,317	85	189,273	-	41,235,075
会員以外の者計	213,679	84,366	264,908	123,564	6,123,199	5,304	6,815,021
合計	40,677,070	84,375	847,225	123,650	6,312,473	5,304	48,050,096

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 311,290百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	54,535	84,508	82,672	-	221,715
	開拓団体	33	13	-	-	46
	水産団体	9,090	4,458	4,448	20	18,016
	森林団体	1,903	5,811	990	3	8,707
	その他会員	259	624	20	-	903
	会員小計	65,819	95,414	88,131	23	249,387
	その他系統団体等小計	62,003	21,165	37,694	-	120,862
計	127,822	116,579	125,825	23	370,249	
関連産業	2,295,990	36,247	1,045,758	4,491	3,382,486	
その他	12,720,338	2,111	131,216	-	12,853,665	
合計	15,144,150	154,937	1,302,799	4,514	16,606,400	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2012. 12	6,210,295	38,753,559	44,963,854	-	4,745,776
2013. 1	6,762,078	38,949,207	45,711,285	-	4,705,493
2	7,240,150	39,183,183	46,423,333	-	4,655,033
3	7,324,584	39,871,077	47,195,661	-	4,619,200
4	7,253,720	40,740,958	47,994,678	-	4,565,376
5	7,372,917	40,677,179	48,050,096	1,000	4,507,337
2012. 5	6,051,919	36,951,448	43,003,367	-	5,036,356

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2012. 12	56,564	2,593,328	48,743,821	15,690,205	36,696	-	167,832
2013. 1	85,650	2,901,937	49,846,043	14,441,104	31,752	-	170,774
2	135,873	3,486,558	49,147,311	13,667,187	24,764	-	168,426
3	108,450	3,016,431	50,070,058	13,545,158	25,821	-	159,421
4	89,585	4,593,196	49,503,561	13,215,038	1,240	-	159,379
5	86,178	4,765,582	50,160,446	13,318,286	104	-	154,936
2012. 5	86,846	253,048	45,824,855	18,999,247	132,823	-	166,958

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2012. 12	56,135,234	54,283,664	925,588	913,106	1,792,390
2013. 1	55,569,051	54,137,857	965,172	913,106	1,792,470
2	55,711,171	54,115,420	966,881	913,106	1,792,518
3	55,338,787	53,938,247	978,623	953,925	1,798,304
4	55,874,202	54,383,858	997,695	953,923	1,798,534
5	55,512,795	54,237,243	1,037,491	953,923	1,798,535
2012. 5	53,956,816	52,647,709	981,512	913,111	1,764,850

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2012. 11	27,852,043	61,907,495	89,759,538	550,777	373,979
12	28,341,207	62,512,183	90,853,390	527,104	354,983
2013. 1	27,859,126	62,320,336	90,179,462	549,840	379,662
2	28,354,614	61,950,302	90,304,916	549,891	377,852
3	28,344,068	61,348,789	89,692,857	553,571	370,389
4	28,608,362	61,447,955	90,056,317	567,601	387,302
2012. 4	27,964,813	60,663,177	88,627,990	574,659	404,344

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
502,192	6,362,943	3,425,909	16,533,803	76,534,477
591,376	5,483,692	3,425,909	18,709,158	78,626,913
505,930	5,309,305	3,425,909	18,154,560	78,474,070
432,924	4,235,124	3,425,909	19,040,674	78,949,492
657,958	4,698,736	3,425,909	17,774,647	79,117,304
769,923	4,012,559	3,425,909	19,130,306	79,897,130
692,000	5,578,047	3,425,909	11,352,786	69,088,465

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,684,712	1,426,412	4,734	16,283,691	1,050,000	7,770,377	76,534,477
14,721,801	1,405,721	3,578	16,301,876	850,000	8,609,655	78,626,913
14,218,523	1,378,272	3,552	15,768,775	1,611,850	8,298,939	78,474,070
14,136,360	1,370,964	5,410	15,672,157	1,465,000	8,591,575	78,949,492
14,836,932	1,309,353	4,718	16,310,383	720,000	7,899,339	79,117,304
15,144,149	1,302,798	4,514	16,606,399	620,000	7,658,421	79,897,130
13,639,876	1,354,350	4,232	15,165,418	523,947	7,101,528	69,088,465

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
86,891	34,298,400	34,211,728	2,000	419,473	17,282,349	6,892,243	1,458,158
65,250	33,807,807	33,727,041	2,000	414,183	17,404,799	6,871,971	1,458,396
62,319	33,907,973	33,827,820	2,000	397,132	17,779,407	6,845,612	1,465,318
74,022	33,544,380	33,445,408	-	434,273	18,624,345	6,907,371	1,498,758
62,530	34,749,132	34,670,301	-	436,016	16,817,648	6,803,603	1,510,037
59,106	34,105,206	34,024,966	-	442,697	17,175,212	6,795,898	1,530,863
60,615	32,138,581	32,051,297	2,000	421,212	17,310,428	6,804,195	1,502,498

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
401,773	62,359,164	62,136,097	4,791,123	1,708,495	23,170,266	210,819	711	
421,094	63,452,524	63,217,347	4,822,626	1,745,640	23,082,501	208,396	711	
402,838	62,726,297	62,499,875	4,831,412	1,762,732	23,028,433	207,749	711	
387,744	62,986,035	62,752,536	4,814,436	1,753,158	23,034,120	205,642	711	
397,659	62,873,469	62,615,155	4,745,641	1,726,765	23,134,498	207,898	711	
410,451	63,181,457	62,929,868	4,657,488	1,686,697	23,001,426	207,075	706	
382,425	61,233,018	60,984,276	4,820,010	1,667,529	23,391,118	220,532	713	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2013. 2	2,109,507	1,439,465	8,788	56,622	13,404	1,457,781	1,438,179	127,232	548,177	
3	2,109,231	1,409,476	9,593	55,648	13,984	1,477,016	1,452,997	125,649	544,389	
4	2,093,497	1,429,545	9,607	55,634	13,039	1,465,656	1,445,807	119,023	541,175	
5	2,084,665	1,425,551	10,037	55,648	13,661	1,446,088	1,427,948	124,348	549,607	
2012. 5	2,083,786	1,425,304	8,667	56,548	14,018	1,393,978	1,373,506	142,453	565,257	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2012. 12	891,616	528,967	125,728	97,059	121,368	6,635	844,286	832,478	2,147	210,952	12,097	139
2013. 1	871,782	524,662	125,009	96,801	121,371	7,279	822,073	811,720	2,147	212,169	12,031	139
2	887,894	520,180	123,518	95,884	121,334	6,999	836,895	826,148	1,851	211,984	12,205	139
3	885,032	520,185	125,525	97,440	118,374	6,915	851,610	839,042	1,536	213,665	12,171	137
2012. 3	882,479	518,503	134,100	102,121	121,659	7,096	857,393	845,415	2,310	205,234	13,079	145

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合		
残高	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025		
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151		
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761		
	2012. 5	218,624	53,017	1,707,586	1,597,547	437,067	628,390	93,844		
	6	218,534	52,636	1,717,887	1,606,176	440,606	630,590	93,993		
	7	218,696	52,818	1,709,423	1,605,938	439,361	628,385	94,018		
	8	218,360	52,475	1,693,809	1,612,888	439,084	628,566	94,075		
	9	217,731	53,372	1,719,343	1,635,531	441,905	635,222	94,920		
	10	216,790	54,931	1,706,696	* 1,622,384	436,157	628,846	94,433		
	11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591		
	12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313		
	2013. 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846		
	2	214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863		
	3	215,429	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740		
4	214,079	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	P 94,758			
5	P 215,614	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	P 94,922			
前年同月比増減率	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1		
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1		
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6		
	2012. 5	△2.1	△0.1	△1.1	2.7	1.4	△0.4	0.3		
	6	△2.0	0.4	0.3	3.2	1.9	△0.2	0.2		
	7	△2.1	0.3	△0.3	2.6	1.2	△0.9	0.0		
	8	△2.1	△1.1	△0.5	3.2	1.7	△0.5	0.3		
	9	△1.9	1.1	△0.0	3.6	1.0	△0.1	0.7		
	10	△2.1	1.6	△0.1	* 3.3	0.6	△0.5	0.5		
	11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7		
	12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6		
	2013. 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6		
	2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5		
	3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0		
4	△2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	P 0.8			
5	P △1.4	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	P 1.1			

(注) 1 表9(注)に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2013年3月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,454,268	94,599	1,348,588	1,341,958	728,986	563,822
北岩	695,163	19,464	469,394	469,257	168,718	161,587
茨城	1,237,683	24,834	676,274	675,733	424,688	193,771
茨埼	2,705,269	111,612	1,806,189	1,804,521	748,726	248,011
千葉	1,548,968	67,939	1,546,369	1,546,066	0	43,905
東京都	2,268,587	63,283	1,227,787	1,227,756	944,623	190,439
東神奈川	3,710,862	88,617	2,474,449	2,473,694	1,247,983	341,932
山梨	404,503	15,673	292,896	292,198	50,126	74,439
長野	2,322,783	42,167	1,068,851	1,068,713	1,015,475	335,140
新潟	1,453,201	36,296	783,138	783,119	533,552	208,122
石川県	757,249	17,468	448,233	445,212	207,176	129,891
福井	605,872	17,023	353,478	352,384	208,867	72,292
岐阜	2,120,738	67,529	1,424,626	1,419,485	584,598	202,126
静岡	3,268,504	111,303	1,943,288	1,943,110	1,159,317	371,299
愛知	5,684,894	151,859	3,032,459	3,032,459	2,223,614	608,075
三重	1,564,787	39,125	910,355	909,738	517,011	197,054
滋賀	1,011,532	24,298	797,052	795,944	263,621	78,987
京都	937,282	32,207	595,483	593,124	263,255	78,633
大阪	3,618,663	102,999	2,333,199	2,318,179	1,363,769	645,676
兵庫	4,060,473	115,457	2,037,026	2,036,546	1,774,372	924,808
和歌山	1,186,840	46,803	776,677	776,658	301,485	134,504
鳥取	306,526	7,933	195,374	194,584	100,061	25,670
島根	528,659	16,304	357,962	356,708	156,146	41,057
広島	1,813,849	80,200	1,240,243	1,239,944	609,958	72,270
山口	881,715	35,542	560,139	560,101	257,708	99,982
徳島	663,696	32,546	418,938	418,787	243,002	25,084
香川	1,433,898	22,004	754,657	754,454	704,744	53,595
愛媛	1,239,965	43,011	792,865	792,809	422,006	91,633
高知	720,008	19,320	356,878	356,873	245,877	89,894
福岡	1,655,537	25,094	977,115	976,463	556,625	183,195
佐賀	609,756	28,133	354,016	353,753	157,072	123,299
大分	444,859	15,600	274,655	274,583	133,022	56,290
宮崎	525,907	17,022	291,324	291,238	152,488	104,521
鹿児島	896,291	29,911	624,403	619,257	155,674	136,368
合計	55,338,787	1,663,175	33,544,380	33,445,408	18,624,345	6,907,371
一連合会当たり平均	1,627,611	48,917	986,599	983,688	547,775	203,158

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2013年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,090,871)	(159,648)	(2,289,533)	(2,274,595)	(18,712)	(907,735)	(110)
青森	479,601	6,640	284,615	283,740	6,849	151,035	10
岩手	969,187	17,092	670,225	660,818	62,097	239,018	9
宮城	1,247,483	19,685	838,596	834,317	89,828	332,956	14
秋田	749,871	13,793	435,076	431,817	33,370	218,162	15
山形	917,010	9,045	523,571	517,303	45,389	305,903	17
福島	1,557,705	19,537	1,146,626	1,145,044	79,887	352,893	17
(東北計)	(5,920,857)	(85,792)	(3,898,709)	(3,873,039)	(317,420)	(1,599,967)	(82)
茨城	1,569,430	21,141	1,186,016	1,176,660	81,617	327,331	26
栃木	1,557,616	11,868	1,112,631	1,108,455	119,039	328,194	10
群馬	1,383,488	4,435	1,030,915	1,028,665	55,299	284,684	15
(北関東計)	(4,510,534)	(37,444)	(3,329,562)	(3,313,780)	(255,955)	(940,209)	(51)
埼玉	3,884,275	7,278	2,605,766	2,605,562	261,411	1,100,303	21
千葉	2,360,269	11,054	1,523,366	1,521,721	178,295	717,768	21
東京	3,440,106	2,854	2,249,807	2,234,417	123,504	1,219,996	15
神奈川	5,759,311	1,878	3,658,160	3,648,937	392,950	1,922,814	14
(南関東計)	(15,443,961)	(23,064)	(10,037,099)	(10,010,637)	(956,160)	(4,960,881)	(71)
山梨	595,234	2,250	390,936	388,337	35,074	169,988	11
長野	2,866,336	11,472	2,131,634	2,121,278	48,114	751,918	20
(東山計)	(3,461,570)	(13,722)	(2,522,570)	(2,509,615)	(83,188)	(921,906)	(31)
新潟	2,127,285	21,065	1,399,521	1,398,041	186,541	596,040	26
富山	1,283,922	2,993	960,343	959,436	87,897	231,723	17
石川	1,110,624	2,010	743,480	739,313	60,508	352,251	17
福井	823,965	1,665	581,382	581,312	40,803	212,993	12
(北陸計)	(5,345,796)	(27,733)	(3,684,726)	(3,678,102)	(375,749)	(1,393,007)	(72)
岐阜	2,865,923	3,645	2,069,515	2,069,178	211,819	634,798	7
静岡	4,734,821	15,960	3,211,850	3,205,511	318,951	1,335,876	18
愛知	7,372,433	21,133	5,583,452	5,577,930	455,532	1,650,866	20
三重	2,143,724	3,995	1,542,522	1,530,276	183,644	440,597	15
(東海計)	(17,116,901)	(44,733)	(12,407,339)	(12,382,895)	(1,169,946)	(4,062,137)	(60)
滋賀	1,400,337	3,450	994,700	992,652	132,369	295,588	16
京都	1,196,172	3,236	909,338	905,383	83,097	228,082	5
大阪	4,355,790	21,257	3,425,880	3,383,606	157,037	801,181	14
兵庫	5,054,247	7,673	3,778,900	3,777,826	136,125	1,188,124	14
奈良	1,330,818	2,819	872,141	846,952	183,447	274,874	1
和歌山	1,507,600	2,767	1,112,900	1,112,723	81,310	271,016	10
(近畿計)	(14,844,964)	(41,202)	(11,093,859)	(11,019,142)	(773,385)	(3,058,865)	(60)
鳥取	476,882	9,054	301,559	297,606	33,311	118,200	3
島根	882,366	12,048	508,843	507,276	52,197	316,051	11
(山陰計)	(1,359,248)	(21,102)	(810,402)	(804,882)	(85,508)	(434,251)	(14)
岡山	1,652,790	13,845	1,098,842	1,096,390	78,562	462,269	9
広島	2,501,658	3,829	1,789,082	1,788,686	53,245	637,006	13
山口	1,218,243	1,947	860,982	854,351	76,952	272,784	12
(山陽計)	(5,372,691)	(19,621)	(3,748,906)	(3,739,427)	(208,759)	(1,372,059)	(34)
徳島	799,865	1,885	642,886	641,061	22,100	120,398	16
香川	1,565,860	5,514	1,425,595	1,425,237	0	166,785	2
愛媛	1,639,613	2,505	1,210,951	1,210,325	99,992	308,043	12
高知	863,486	2,002	651,701	649,327	49,465	162,700	15
(四国計)	(4,868,824)	(11,906)	(3,931,133)	(3,925,950)	(171,557)	(757,926)	(45)
福岡	2,587,660	6,030	1,640,335	1,629,417	84,314	907,502	21
佐賀	833,226	12,838	518,315	517,501	43,057	231,720	4
長崎	650,116	4,242	427,287	419,409	11,172	178,306	7
熊本	947,772	10,220	517,874	510,723	74,916	308,104	14
大分	641,457	7,858	410,354	408,763	21,531	201,564	6
(北九州計)	(5,660,231)	(41,188)	(3,514,165)	(3,485,813)	(234,990)	(1,827,196)	(52)
宮崎	734,725	14,729	467,235	465,275	39,222	224,097	13
鹿児島	1,202,737	8,480	772,045	769,432	3,735	381,646	15
(南九州計)	(1,937,462)	(23,209)	(1,239,280)	(1,234,707)	(42,957)	(605,743)	(28)
(沖縄)	(758,947)	(3,207)	(366,186)	(362,571)	(51,355)	(292,616)	(1)
合計	89,692,857	553,571	62,873,469	62,615,155	4,745,641	23,134,498	711
一組合当たり平均 (単位 千円)	126,150,291	778,581	88,429,633	88,066,322	6,674,601	32,537,972	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2013年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	道	556,636	8,713	405,069	404,784	121,127
		森	51,207	1,767	27,338	26,614	11,080
		手	148,311	3,029	119,578	117,260	32,717
		島	19,893	877	16,930	16,256	2,752
		茨	20,305	686	14,981	14,503	4,878
千葉県	奈	葉	63,701	2,313	44,709	41,946	11,033
		京	6,171	143	4,601	4,594	844
		川	15,164	2,170	12,195	11,837	4,255
		瀧	26,638	874	20,746	20,424	2,860
		山	32,232	567	26,719	26,260	4,120
石川県	福	川	43,274	1,190	33,014	32,797	6,945
		井	41,680	997	27,315	26,532	10,676
		岡	96,899	6,826	67,681	67,418	31,404
		知	78,679	2,134	57,305	55,248	13,859
		重	84,416	3,555	53,586	53,323	32,531
東京都	歌	都	43,913	656	19,003	18,751	22,056
		庫	66,958	1,734	39,952	38,609	23,149
		山	41,738	1,013	30,947	30,216	6,451
		取	21,144	806	15,134	14,745	5,932
		島	70,705	903	38,880	38,569	24,956
徳島県	香	島	30,304	498	26,453	26,158	2,667
		川	53,904	3,221	47,135	47,096	7,537
		媛	79,927	1,504	48,480	45,740	31,607
		知	34,874	1,917	21,418	19,883	13,179
		岡	47,167	659	39,330	38,816	5,378
佐賀県	長	賀	90,979	1,202	61,726	61,207	27,062
		崎	119,170	1,726	88,491	88,064	24,349
		崎	33,156	1,001	22,590	21,962	11,457
		島	63,878	2,470	28,904	27,636	37,072
		沖	26,208	497	16,806	15,749	10,456
合	計	2,109,231	55,648	1,477,016	1,452,997	544,389	

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2013年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	474,946	92,807	80,627	505,332	503,457	116,804	70
青 森	6,777	250	492	5,913	5,816	1,241	1
宮 城	93,829	490	10,869	77,250	75,817	24,101	1
山 形	5,166	0	707	4,393	4,276	623	1
福 島	9,051	1,627	1,085	10,505	9,525	63	2
静 岡	18,448	546	387	14,019	11,901	4,301	1
愛 知	6,513	303	455	6,296	6,090	253	1
島 根	40,439	463	3,254	29,641	29,093	7,192	1
山 口	60,109	77	5,473	39,968	39,169	16,924	1
香 川	2,459	269	135	2,314	2,303	365	1
愛 媛	10,804	2,274	971	11,285	9,599	2,235	3
長 崎	97,464	18,367	7,523	99,271	98,580	18,075	38
熊 本	5,517	437	739	4,571	3,433	1,154	1
大 分	24,812	0	1,978	15,090	14,662	8,034	1
宮 崎	28,698	7,615	3,679	25,762	25,321	12,300	14
合 計	885,032	125,525	118,374	851,610	839,042	213,665	137

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から2年が経ち、被災市町村においては、復興計画に基づいて本格的な復興事業が進められているところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ



本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013年8月号第66巻第8号〈通巻810号〉8月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社